

## 第4章 第三工場解体撤去工事編

### 第1節 総則

本発注仕様書（以下、「本仕様書」という。）は、東大阪都市清掃施設組合（以下「発注者」という。）が発注する「第三工場解体撤去工事」に適用する。

#### 1 一般概要

##### 1) 工事の概要

本工事は、発注者の第三工場、処理能力（公称能力）600t/日（200t/日×3 炉、全連続燃焼式ストーカ）を、労働安全衛生法等関係法令等を遵守して解体撤去し、第六工場建設のための整地工事までを行うものである。

本工事を実施するにあたっては、「廃棄物焼却関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱（平成26年1月10日改正 基発第0110 第1号）」及び「建築物の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和3年3月 環境省水・大気環境局大気環境課）」「廃棄物処理施設解体時等の石綿飛散防止対策マニュアル（平成18年6月12日 環廃対発第060609003 号）」を遵守し、解体撤去工事における作業者のダイオキシン類・アスベストばく露防止対策の徹底を図るとともに、周辺地域に対する安全にも十分配慮して行うものとする。また、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」も併せて遵守すること。

##### 2) 工事名称

第三工場解体撤去工事

##### 3) 工事場所

大阪府東大阪市水走四丁目6番25号 地内

##### 4) 工期

令和5年（2023年）4月～令和 年（ 年） 月  
（工事期間 ヶ月間）

#### 2 工事概要

##### 1) 工事内容

- (1) 第三工場 工場棟及び付属施設の解体撤去工事一式  
（解体撤去工事に伴う分析・調査、第2節3に示す工事施工計画等を含む）
- (2) 解体撤去に伴う各種申請一式
- (3) 整地工事一式

##### 2) 解体撤去対象施設概要

解体撤去対象施設は、発注者敷地内にあり、昭和49年度末に竣工し、平成28年度末に廃止となった施設である。

### 3 一般事項

#### 1) 基本事項

本仕様書で記載された事項は、基本的内容について定めるものであり、これを上回って設計・施工することを妨げるものではない。

本仕様書に明記されていない事項であっても、施工上または性質上、当然必要と思われるものについては、全て受注者の責任において補足・完備させなければならない。また、「参考」として記載している図表等に関しても同様である。なお、本仕様書に記載されていない工法であっても、本仕様書の意図を十分に反映し、同等以上の工法である場合は、発注者と協議し、承諾を得た上で、採用することを妨げるものではない。

#### 2) 疑義

本仕様書に疑義が生じた場合は、発注者及び受注者で協議のうえ決定する。ただし、本仕様書に明示されていない事項であっても工事の施工上当然必要なものは、受注者の負担で施工するものとする。

#### 3) 法令、条例、規則等の遵守及び手続きの代行

受注者は、工事の施工にあたり関係する法令、条例、規則等を遵守し、必要な届出手続き等を遅滞なく代行し、工事の円滑な進捗を図らなければならない。また、発注者が行う官公署等への申請に全面的に協力し、監督員の指示により必要な書類・資料等を提出しなければならない。

#### 4) 契約金額内訳書の作成

契約金額内訳書を作成すること。これらの書式及び項目などについては、発注者の定めるところによる。

#### 5) 設計の変更

原則として設計の変更は認めないものとする。ただし、本仕様書の施工目的に反せず強度、機能等について支障が生じない場合、発注者との協議の上、受注者の負担により変更できるものとする。また、本工事で、施工中または完了した部分であっても、「設計の変更」が生じた場合は、受注者の負担において変更しなければならない。

#### 6) 契約不適合責任

##### (1) 設計上の契約不適合

設計図書（第2節3「提出図書」に示す図書のうち、「工事施工計画書」及び「完成図書」をいう。以下同じ。）に記載した工事の機能、性能に関する内容はすべて受注者の責任において保証すること。また、本工事で、施工中または完了した部分であっても、契約不適合が生じた場合は、受注者の責任において変更しなければならない。

##### (2) 施工上の契約不適合

解体撤去工事の契約不適合に係る請求等が可能な期間は原則として引渡し後3年間とする。ただし、受注者の故意、または重大な過失によって生じたものであるときは10年とする。

##### (3) 契約不適合責任

契約不適合に係る請求等が可能な期間中に生じた契約不適合内容は、受注者が無償で修補すること。

## 7) 夜間、休日作業

工事は、原則として土曜日、日曜日、祝日及び年末年始は行わない。作業時間は、原則として午前8時30分から午後5時30分までとする。工事範囲内（添付資料1 現況図（工事範囲図）参照）にはみだりに人が入れないよう安全柵を施すとともに、夜間及び休日は門扉の施錠を行うこと。

なお、夜間・休日等で中断が困難な作業、重機の搬出入等をやむを得ない作業は、事前に発注者の承諾を得て作業することができる。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

## 8) 工事中用機械器具等

受注者は、発注者の所有する現場の機械器具等について、本仕様書で特記がない限り使用してはならない。ただし、発注者が工事施工上やむを得ないと認めた場合は、発注者の承諾のもとこれらの機械器具等を使用することができる。

## 9) 工事現場の管理

- (1) 工事現場に係る現場代理人については、工事の管理運営に必要な知識と経験及び資格を有するものを配置すること。
- (2) 現場代理人は、法規等を遵守し遺漏なく現場の管理を行うこと。
- (3) 現場代理人は、工事現場で工事担当技術者、下請者等が工事関係者であることを着衣、記章等で明瞭に識別できるよう処置すること。現場代理人は、工事現場において、常に清掃及び材料、工具その他の整理を実施させる。また火災、盗難その他災害事故の予防対策について万全を期しその対策を発注者の監督員に報告すること。
- (4) 建設業法に基づき、解体撤去工事に必要となる監理技術者を配置すること。また、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づく、解体撤去工事に係る技術管理者を配置すること。

## 10) 廃棄物の処分

工事から発生する廃棄物の処分は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理し、受注者の責任において行うこと。なお、発生する廃棄物の処分先については、あらかじめ監督員の承諾を受けるものとする。

場外処分を行なった場合には、搬出先の受入れ証明書並びに廃棄物処理許可証（マニフェスト）の写しを提出すること。

## 11) 建設資源

工事から発生する対象物は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づき適正に再資源化すること。また必要となる届出等についても遅滞なく実施し、あらかじめ発注者の承諾を受けるものとする。

## 12) 検査、点検及び分析等

- (1) 発注者は、工事施工等に際し、工事等に使用する機械器具材料のうち特に必要と認められたものは、立会い検査及び試験を行うこと。受注者は、その試験成績表を提出すること。
- (2) 工事範囲と定められた箇所、発注者が施工後容易に点検できない箇所は、その施工過程において発注者の立会いを求めなければならない。ただし、やむを得ない場合は、写真等をもって代行することができる。

(3) 本仕様書で特記のない限り、分析、試験は受注者の責任で行うものとする。ただし対象供試体の採取、取り外し及び工事場所での試験には、発注者の立会いを求めなければならない。分析は公的資格を有する第三者機関によるものとし、発注者の承諾を受けるものとする。

#### 13) 関連施設との調整

発注者は受注者の施工する工事及び発注者の発注にかかる第三者の施工する他の工事及び発注者施設の運営管理等、本工事の施工上密接に関連する場合において、必要がある場合、本工事の受注者は発注者に従い、第三者の行う工事の円滑な施工及び運営管理に協力すること。

なお、解体撤去期間中にも、敷地内その他の施設への搬出入を行うため、車両動線、配置に考慮し、これらの管理運営に支障の生じないように、監督員と協議のうえ解体撤去計画を決定すること。（添付資料1 現況図（工事範囲図）参照）

#### 14) 建物、設備等の損傷部分の補修

受注者は、工事等の施工に際し、発注者の建物、設備及び財産等を損傷しないよう十分に注意して施工すること。万が一損傷した場合は、速やかに発注者に報告するとともに、発注者の指示に従い、受注者の負担により復旧するものとする。

#### 15) 工事中における周辺環境保全及び事故防止

工事中において、周辺道路、民家、事業所等へのほこり土砂等の飛散、流出に注意するとともに搬入・搬出車両のアイドリングの制限、定期的に道路及びその周辺の清掃を行うなど周辺環境の保全及び工事に伴う事故の防止に十分配慮すること。また、騒音・振動と風向・風速に関して常時監視を行い、発注者が必要と判断する場合、その保全対策を実施すること。万が一、工事によって周辺環境の汚染が認められた場合、原状回復を行うとともに、その他適切な対応を行うこと。

#### 16) 工事記録写真

受注者は、工事完了検査まで（一部完了のある場合はその検査日まで）に、工事記録写真を3部作成し発注者に提出すること。

#### 17) 工事期間中に発生する排水の処理及び流出防止

汚染物除去により発生する排水は含まず、それらの処理処分は、「第5章 付着物除去工事」によること。

- (1) 工事期間中に発生する排水は、適切に処理すること。
- (2) 汚染の可能性のある解体撤去物に接触した雨水を含む排水は公共水域への排出は一切できないものとする。
- (3) 処理した排水については、その汚染状況に応じて適正に処分すること。また、処分方法が適正であることを示す書類（有害物質濃度の測定結果等）を監督員に提出し、監督員の承諾を得た上で処分を行うこと。
- (4) 工事期間中に発生する排水を極力少なくするため、解体撤去中は、雨水にさらされる箇所、期間を極力少なくすること。

#### 18) その他

- (1) 受注者が本仕様書の定めを守らぬために生じた事故は、たとえ検査終了後であったとしても受注者の負担において処理しなければならない。

- (2) 工事等の工程上または施工上において、周辺住民の通行、発注者の施設等の運転及び運転に伴う運営管理業務に支障が生じないように発注者と協議の上必要な処置を講じること。
- (3) 周辺住民から騒音・振動、その他の工事に関連する苦情が発生した場合には、適切な対応を行うこと。

#### 4 安全管理

受注者は、「労働安全衛生法」その他関連法規等の定めるところにより、安全管理に必要な措置を講じ、労働災害防止に努めなければならない。

なお、これに伴う費用については受注者の負担とする。

##### 1) 安全管理

- (1) 作業に適した衣服を着用し、特別な場合のほか、保安帽、手袋は必ず着用し、安全作業に徹すること。
- (2) 火気を使用する場合、あらかじめ「防火管理に係わる作業計画書」を発注者に提出し、承認を受けるものとする。また、実際の火気の使用にあたっては、周囲の状況を良く把握し、火気飛散による災害の防止に注意すること。
- (3) 工事に使用するために危険物を持ち込む場合は、あらかじめ発注者と搬入方法、貯蔵場所、貯蔵方法を協議し承諾を受けるものとする。
- (4) 低所にあっても、作業中に転落の恐れのあるときは、確実な足場組をし、安全ベルト等にて転落防止に対処し、無理な作業は絶対に避けること。
- (5) 高所作業に際しては、常に足場の確保に留意し、転落事故に対する防止策を講じることとする。荷上用に用いるウインチまたはゴンドラ等は十分に点検整備されたものを使用すること。荷上時の玉掛けは確実にし、荷上途中からの機材落下等のないようにすること。また、作業に際しては、危険防止上適正な防具、工具、機材を使用し、なおかつ、下部区域の状況を把握し、機材の落下、溶接火花の落下に注意しながら作業すること。
- (6) 足場用機材及び架設方法は、施工する作業に適した確実なものとする。
- (7) 作業目的に合わせ、適正な機械、工具を使用すること。
- (8) 電気溶接器には、必ず感電防止器を取り付けて使用すること。ガス切断・溶接器を使用する際は、各ポンベの取扱いについては注意を払い、減圧弁、ホース等は正しい状態で使用すること。故障のある機材の使用は認めない。また、作業終了後及び休止時間中は必ずポンベ、元バルブを閉止すること。
- (9) 電気工具、投光器、電気機械器具は、十分に整備されたものを使用すること。電源は受注者が準備する電源を使用すること。また、小容量の電気機器にも、必ず漏電防止器を使用すること。
- (10) タンク内部、地下室、トレンチ及びごみピット等空気の流入の少ない場所、またはガス発生のおそれがある場所で作業する際は、酸素欠乏症防止規則を遵守して作業を行うこと。
- (11) 撤去するタンク、水槽等については、残留物を確認し、適切に処理を行うこと。
- (12) 安全管理に必要な組織体制を確立するとともに、労働安全衛生法に従い、統括安全衛

生責任者を置くこと。

## 2) 事故報告書

工事施工中に事故があった時には、速やかに適正な措置を講ずるとともに、事故発生の原因及び経過、事故による被害の内容等を発注者に速やかに報告しなければならない。

## 3) 交通及び保安上の措置

受注者は、工事施工中に、交通の妨害となる行為またはその他公衆に迷惑を及ぼす行為のないよう交通及び保安上の措置を行い注意すること。特に工事現場までの一般道の通行に関しては発注者の指示を受け対応すること。

## 4) 仮設電力及び用水

現場における作業及び検査に必要な電力及び用水等については、受注者の負担とする。また、詰所、資材置場及び機械の設置場所を敷地内に設けようとする場合は、発注者の指示に従い仮設計画書を提出し承諾を受けること。

## 5) 免許、資格等

免許、資格を必要とする作業を行う場合、受注者は、前もって免許資格証明の写しを発注者に提出すること。

## 6) 後片付け

受注者は、工事完了後は仮設物の取り払い、残材持ち出しなどの後片付けを、速やかに、かつ完全に行うこと。

## 7) 養生

既設物を汚損、または損傷するおそれがある場合は、適切な材料で養生を行うこと。

# 5 公害防止基準

## 1) 騒音・振動対策

### (1) 騒音

焼却施設の解体撤去は、大阪府「生活環境の保全等に関する条例」における特定建設作業にあたるため、当条例によって定められている騒音の規制基準に準拠し、施設敷地境界線上での騒音を表-1の基準値以下とすること。また、工事上の騒音を正確に把握するために、必要に応じ騒音調査を行うこと。

表-1 施設敷地境界線上での騒音の基準値

基準値	85デシベル
作業時間	午前6時～午後10時（2号区域）
1日あたりの作業時間	14時間以内
作業期間	連続して6日以内
作業日	日曜その他休日における作業は禁止

### (2) 振動

焼却施設の解体撤去は、大阪府「生活環境の保全等に関する条例」における特定建設作業にあたるため、振動の規制基準に準拠し、施設敷地境界線上での振動を表-2の基準値以下とすること。また、工事上の振動を正確に把握するために、必要に応じ振動調査を行うこと。

表－２ 施設敷地境界線上での振動の基準値

基準値	75デシベル
作業時間	午前6時～午後10時（2号区域）
1日あたりの作業時間	14時間以内
作業期間	連続して6日以内
作業日	日曜その他休日における作業は禁止

2) 粉じん対策

大阪府「生活環境の保全等に関する条例」に基づき、人の健康または生活環境に障害を及ぼさないよう努める。

また、敷地境界における総粉じん量の測定を毎日2回行い、ダイオキシン類の飛散の有無を確認すること。その際、風向・風速も同時に測定すること。

自主管理基準は0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup>とし、総粉じんの量から推定したダイオキシン類の量が、自主管理基準を超え、生活環境の被害が生じるおそれが発生した場合は、解体撤去工事の見直しと、被害の回避措置を講じること。

3) 水質対策

大阪府「生活環境の保全等に関する条例」に基づき、人の健康または生活環境に障害を及ぼさないよう努める。

また、工事等に伴い発生する汚水は極力外部に排水しない（除染汚水は処理後であっても一切排水せず、廃棄処分すること。）ものとするが、やむを得ない場合は下水道放流とし、東大阪市下水排除基準を満足すること。

4) アスベスト（石綿）対策

大阪府「生活環境の保全等に関する条例」に基づき、解体撤去材料内にアスベストが含まれているか否かの調査を行い、その結果に応じた措置を行うとともに、含まれている場合は、「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」「廃棄物処理施設解体時等の石綿飛散防止対策マニュアル」等を遵守すること。

石綿の飛散に関する敷地境界基準は、表－3のとおりである。

表－3 石綿の飛散に関する敷地境界基準

項目	許容限度
石綿排出等作業に係る隣地との敷地境界における規制基準	大気中の石綿の濃度が一リットルにつき十本

5) 汚染土壌対策

敷地内の一部において土壌が汚染されている可能性があるため、「土壌汚染状況調査計画報告書」及び「土壌汚染調査・対策工事仕様書」に基づき、本工事においてダイオキシン類及び重金属類について必要な敷地内の土壌汚染調査並びに土壌汚染対策工事を実施すること。なお、詳細については第5章「土壌汚染対策工事仕様書」参照のこと。

6) リフラクトリーセラミックファイバー（RCF）対策

リフラクトリーセラミックファイバー（RCF）等の使用が判明した場合、「有害物ばく

露作業報告制度」に基づき、RCFから発生する粉じんが作業者がばく露することによる健康障害を防止するため、粉じんが発生する屋内作業場所での発散抑制措置を施し、局所排気装置及びプッシュプル型換気装置の構造、性能等について一定の要件を満足するとともに、点検、自主検査を行い、設置計画の届出を行うこと。

#### 7) イオン化式感知器対策

「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に基づき、アメリシウム241を使用しているイオン化式感知器の廃棄と処理する場合にあたっては、その処理を製造会社等（許可届出使用者または許可廃棄物業者）へ委託、または、製造会社が不明な場合や現存しない場合は、公益社団法人日本アイソトープ協会に相談の上、処理すること。



## 第2節 工事概要

### 1 工事概要

#### 1) 一般概要

本工事は、第三工場の工場棟及び付属施設の解体撤去工事、整地を行うものであり、ダイオキシン類の除去作業を実施した後、解体撤去及び解体撤去に伴い発生する廃棄物の処理処分までを行うものである。また、解体撤去後の跡地は、第7節「整地工事」を行うものである。

本工事は請負契約書、発注仕様書及び関係法令により設計、施工しなければならない。

また、解体撤去工事に伴うダイオキシン類の除去作業については、「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」を遵守して行い、あわせて発生する廃棄物を適正に処理するために必要な措置を定め、本仕様書と協議内容を合わせた上で工事を遂行するものとし、周辺住民の健康の保護と生活環境の保全を図るものでなければならない。

#### 2) 工事場所

大阪府東大阪市水走四丁目6番25号 地内  
(添付資料1 現況図(工事範囲図)参照)

#### 3) 敷地面積

工事範囲面積：約                    m<sup>2</sup>

#### 4) 主要解体撤去施設概要

- (1) 施設規模：600t/日 (200t/24h×3 炉)
- (2) 焼却炉型式：全連続燃焼式ストーカ炉
- (3) 撤去構造物概要

##### 工場棟

- |        |                 |
|--------|-----------------|
| ① 構造   | RC, SRC, S 造    |
| ② 階数   | 地上5階、塔屋2階、地下2階建 |
| ③ 屋根   | RC及びALC         |
| ④ 外壁   | RC、ALC及びPC版     |
| ⑤ 建築面積 | (表-4による)        |
| ⑥ 延床面積 | (表-4による)        |
| ⑦ その他  | 煙突等一部撤去済み       |

※施設の詳細は、参考図面を参照のこと



	後燃焼装置 後燃焼ストーカ 幅2,700mm×長2,560mm、油圧駆動	3台
重油助燃設備	重油バーナ ロータリーバーナ、90~400L/h 重油ポンプ Vベルト掛けギヤーポンプ 2,000L/h 重油ストレージタンク 全溶接鋼板製 15,000L、直径 約2,500mm×高 約3,300mm (重油ストレージタンク撤去済) 重油配管	3台 2台 1台 3炉分
通風設備	押込通風機 電動機直結ターボ形 650m <sup>3</sup> /min 炉冷却用通風機電動機直結ターボ形 400m <sup>3</sup> /min 吊天井冷却用通風機 Vベルト掛多翼形 80m <sup>3</sup> /min 誘引通風機 電動機直結ターボ形 3,100m <sup>3</sup> /min (更新済) 灰ピット換気用通風機Vベルト掛多翼形 600m <sup>3</sup> /min	3台 3台 6台 3台 1台
煙道及び風道設備(一部撤去済)	煙道 風道 風戸装置 煙突 (外筒内筒撤去済)	3炉分 3炉分 3炉分 1基
集塵設備 (一部撤去済)	ガス温度調節用水噴射装置 露化形 電気集塵装置 (撤去済) 手動煤吹装置 手動式ジェットチューブ形 (撤去済) 空気配管 (撤去済) 空気圧縮機 縦形水冷式、容量9.64m <sup>3</sup> /min (撤去済)	3基 3台 3台 3炉分 1台
灰処理備 (一部撤去済)	灰出フライトコンベヤ 水平距離 約17.0m×揚程 約25.0m 電気集塵器ダストコンベヤ (撤去済) 灰溜壕 コンクリート製防水構造 容量 約620m <sup>3</sup> 灰出クレーン グラブバケット付天井走行マントロリ 径間 約3.5m×揚程 約13.0m×走行距離 約61.5m (バケット撤去済)	3台 3台 1式 1台
廃熱利用設備	熱媒体加熱装置 鋼管形、伝熱面積 約400m <sup>2</sup> 機械煤吹装置 全自動長抜差式 暖房用温水熱交換器 円筒横型加熱コイル内蔵形、容量 約200,000kcal/h 給湯用温水熱交換器 円筒横型加熱コイル内蔵形、容量 約300,000kcal/h ガス再加熱装置 鋼管形、容量 約2,500,000kcal/h 空気予熱器 ベアチューブ形 熱媒体循環ポンプ 電動機直結渦巻ポンプ、容量200m <sup>3</sup> /h 膨張タンク 鋼板製円筒横形、容量6,000L 送油ポンプ(熱媒体用) 電動機直結渦巻ポンプ、容量 10,000L/h 熱媒体貯蔵タンク 鋼板製円筒横形、容量30,000L、直径	3台 4台 1台 1台 3台 3台 6台 3台 1台 1台

	2,700mm×長4,000mm 熱媒体配管 暖房用温水送水ポンプ 電動機直結渦巻ポンプ、容量20t/h 給湯用温水送水ポンプ 電動機直結渦巻ポンプ、容量15t/h 温水配管	3炉分 1台 1台 3炉分
給水設備	プラント用揚水ポンプ 電動機直結渦巻ポンプ、容量60t/h 上水用揚水ポンプ 電動機直結渦巻ポンプ、容量15t/h ガス温度調節ポンプ 電動機直結渦巻ポンプ、容量23t/h プラント用高架タンク 鋼板製円筒横形、容量20m <sup>3</sup> 、直径 2,800mm×高3,500mm 上水用高架タンク 鋼板製円筒横形、容量8m <sup>3</sup> 、直径 2,000mm×高2,700mm プラント用水配管	2台 2台 4台 1台 1台 3炉分
汚水処理設備	1. 散気ブロワ設備 2. 薬品注設備 3. 灰汚水処理設備 4. チェーン洗い汚水処理設備 5. 汚水蒸発設備 6. 塩搬出設備	1式 1式 1式 1式 1式 1式
有害ガス除去 設備（撤去 済）	二次減温装置（撤去済） マルチベンチュリースクラバ（撤去済） 二次減温用ポンプ（撤去済） 洗煙用ポンプ（撤去済） 二次洗浄装置（撤去済）	3基 3基 4台 4台 3台
電気設備	1. 受変電設備 特高受電盤 幅 約1,400mm×高 約2,850mm×奥行 約 2,600mm 特高避雷器盤 幅 約1,600mm×高 約2,850mm×奥行 約 2,600mm 取引変成器盤(特高用) 幅 約1,400mm×高 約2,850mm× 奥行 約2,600mm 高圧主しゃ断器盤 幅 約700mm×高 約2,350mm×奥行 約 1,800mm コンデンサ用、誘引通風機用、440V動力用、電灯用、既 設電気室分岐用、各しゃ断器盤 幅 約700mm×高 約 2,350mm×奥行 約1,800mm 高圧変成器盤 幅 約700mm×高 約2,350/2mm×奥行 約 1,800mm IDF用しゃ断器盤 幅 約700mm×高 約2,350/3mm×奥行 約1,800mm	3面 1面 1面 1面 5面 1面 3面

コンデンサ分岐開閉器盤 幅 約700mm×高 約2,350mm× 奥行 約1,800mm	2面
特別高圧受電用変圧器 容量3,500kVA	1台
動力用変圧器 容量1,500kVA	1台
電灯用変圧器 容量150kVA	1台
建築動力用変圧器 容量300kVA	1台
誘引送風機用変圧器 容量1,500kVA	1台
進相コンデンサ及び直列リアクトル 容量200kVA×2、 500kVA×2	各4台
2. 動力設備	
ロードセンタ 幅2,850mm×高2,350mm×奥行2,400mm	1基
No.1共通コントロールセンタ 幅3,500mm×高2,350mm× 奥行400mm	3基
No.2共通コントロールセンタ 幅2,800mm×高2,350mm× 奥行400mm	1基
建築動力コントロールセンタ 幅3,500mm×高2,350mm× 奥行400mm	1基
電灯用コントロールセンタ 幅1,400mm×高2,350mm×奥 行400mm	1基
汚水処理用コントロールセンタ 幅2,800mm×高2,350mm ×奥行400mm	1基
3. 中央制御設備	
中央監視制御盤 幅2,800mm×高2,350mm×奥行1,500mm	1基
4. 直流電源設備	
直流電源操作盤	1基
蓄電池盤 (鉛蓄電池撤去処分済)	1基
5. 照明設備	
電灯分電盤	1基
実験室器具用分電盤	1基
照明器具	1式
航空障害灯 (撤去済)	1面
6. 通話設備	
通話装置 相互式電話器	1式
付属装置	1式
7. 時計設備	
時計装置 水晶発振式親子時計 親時計1台、子時計8台	12台
8. 放送設備	
増幅器×1台、マイクロホン×1台、スピーカ×11台	1式
9. サイレン設備	
サイレン装置 屋外	1式

	10. 火災感知器設備 受信器×1台、標識設備、電鈴、発信機、感知器	1式
	11. 非常用発電機設備 電動機 ディーゼル機関 発電機 出力400kVA	基 1基
計装設備	1. 焼却炉系統 炉圧制御装置 電油式 煙道ガス温度制御装置 電油式 水噴射量調節遠方手動操作盤 電磁弁式 熱媒体流量制御装置 空気式 熱媒体貯蔵タンクレベル指示警報装置 フロート式 熱媒体膨張タンクレベル指示警報装置 フロート式 ダンパ遠方手動操作装置 電動式 AH熱媒体入口弁遠方手動操作装置 空気圧式 ガス再加熱器触媒体入口遠方手動操作装置 空気圧式 温度指示記録計 3打点及び6打点記録形 温度指示警報計 電子自動平衡形 温度指示警報計 水銀膨張式 通風指示計 メンブレン形 流量計 直読積算形容積式 流量計 面積式 CO <sub>2</sub> ガス分析計 オルザット式 塵芥投入扉開閉指令装置 ランプ表示式 重油ストレージタンクレベル警報装置 フロート式 機器冷却水量警報発振装置 流量式 制御圧力警報発振装置 圧力スイッチ式 機器異常警報装置 リミットスイッチ式 二次減温水ポンプ出口圧力警報発振装置 圧力スイッチ式	3組 3組 3組 3組 2組 3組 42組 3組 3組 各3台 24台 7台 39台 5台 3台 1組 7組 1組 5台 2台 1式 3組
	2. 給水系統 プラント受水槽レベル制御装置 ボールタップ式・電極式 上水受水槽レベル制御装置 ボールタップ式・電極式 上水高架タンクレベル制御装置 電極式 温水熱交換器レベル制御装置 電極式 温水熱交換器 空気圧式	1組 1組 1組 2組 2組
	3. 汚水処理系統 洗煙廃水PH調整槽PH制御装置 ガラス電極形 中和槽PH制御装置 ガラス電極形 苛性ソーダ濃度計	1組 1組 1台 1組

	洗煙廃水槽レベル制御装置	6組
	灰出フライトコンベヤ槽レベル制御装置 特殊フロート式	3組
	No.1チェーン洗水槽レベル制御装置 特殊フロート式	4組
	No.2チェーン洗水槽レベル制御装置 特殊フロート式	3組
	汚水蒸発機レベル制御装置 差圧空気圧式	2組
	上澄水槽レベル制御水槽 特殊フロート式	4組
	再使用水槽レベル制御装置 特殊フロート式	3組
	灰溜壕汚水ピットレベル制御装置 特殊フロート式	3組
	塵芥壕汚水ピットレベル制御装置 特殊フロート式	2組
	塵芥壕汚水貯槽レベル制御装置 特殊フロート式	3組
	クラリフロー汚泥ピットレベル制御装置特殊フロート式	5組
	汚水処理薬品貯槽レベル警報発信装置 特殊フロート式	2組
	汚水処理薬品溶解槽レベル警報発信装置特殊フロート式	3組
	二次減温用受水槽レベル警報発信装置 特殊フロート式	2組
	汚水濃縮槽レベル警報発信装置 電極式	3組
	各槽排泥自動操作装置 限時継電器方式	
	緊急時ガス冷却弁 空気圧式自動弁	1台
	4. 工業テレビ監視装置	3台
	投入ステージ監視用カメラ	1台
	投入ホッパ監視用カメラ	4台
	煙突監視用カメラ	1台
	クレーン操作室モニタ 16インチ	1組
	中央計器盤モニタ 16インチ	
	リモート操作器	2台
	5. 補機及びその他	
	計装用空気圧縮機 無給油式水冷縦形自動アンローダ、 容量1.55m <sup>3</sup> /min	1台
	空気脱湿装置 電熱再生自動式	2台
	汚水処理用空気圧縮機 圧力スイッチ式	1組
	6. 計装盤	1面
	集中警報表示装置 集中警報表示式	3面
	中央計器盤 セミグラフィック付自動ベンチボード形 炉室計器盤	

※設備の詳細は、添付資料8（解体撤去対象施設図）を参照のこと。

## (6) 解体対象設備内訳 (平成12年度～14年度整備分)

設備別	主な仕様	数量
燃焼設備	ストーカ速度制御装置 電磁弁油量調整式	3炉分
	窒素酸化物除去設備焼却炉本体改造	3炉分
	自動燃焼装置焼却炉本体改造	3炉分
排ガス処理設備	急冷塔 水噴射式 (急冷塔腐食ダクト撤去済)	3基
	減温水ポンプ 電動機直結渦巻ポンプ 容量7.6m <sup>3</sup> /h	4台
	バグフィルター パルスジェット逆洗式 設計ガス量 95,400m <sup>3</sup> N/h×ろ布面積 約2,900m <sup>2</sup> (ろ布撤去処分済)	3基
	乾式有害ガス除去装置 乾式、粉体噴射式 排ガス量 85,480m <sup>3</sup> N/h	3炉分
	消石灰貯留槽 鋼板製円筒型 貯留容量110m <sup>3</sup> 、径φ3.86m× 直胴部高 約10.0m	1槽
	助剤貯留槽 鋼板製円筒型 貯留容量15m <sup>3</sup> 、径φ2.4m×直胴 部高 約6.0m	1槽
	消石灰定量供給装置 3方向供給式テーブルフィーダ	1台
	消助剤定量供給装置 3方向供給式テーブルフィーダ	1台
	尿素貯槽 鋼板製円筒型 容量20m <sup>3</sup>	1槽
	尿素注入ポンプ ネジポンプ 容量0.6L/min	4台
	尿素噴霧ノズル 二流体噴霧式 流量200L/h	6本
	噴霧用空気圧縮機 スクリュー式 容量9.0m <sup>3</sup> /min	2台
	キャリアー水注入ポンプ 電動機直結渦巻ポンプ 容量2m <sup>3</sup> /h	2台
通風設備	誘引通風機 電動機直結ターボ型 風量3,000m <sup>3</sup> /min	3台
	空気混合用送風機 電動機直結ターボ型 容量160m <sup>3</sup> /min	3台
	ストーカ入口風道改造 溶接鋼板製、厚3.2mm	3炉分
	煙道改造 (空気予熱器入口から煙突まで) 溶接鋼板製、厚 4.5mm	3炉分
灰出し設備	No.1急冷塔ダストコンベヤ(1号炉用) フローコンベヤ 水 平距離 約9m×揚程 約15.4m	1台
	No.1急冷塔ダストコンベヤ(2号炉用) フローコンベヤ 水 平距離 約9m×揚程 約15.4m	1台
	No.1急冷塔ダストコンベヤ(3号炉用) フローコンベヤ 水 平距離 約7.3m×揚程 約16.0m	1台
	No.2急冷塔ダストコンベヤ(1号炉用) フローコンベヤ 水 平距離 約16.2m×揚程 約7.0m	1台
	No.2急冷塔ダストコンベヤ(2号炉用) フローコンベヤ 水 平距離 約16.2m×揚程 約7.2m	1台
	No.2急冷塔ダストコンベヤ(3号炉用) フローコンベヤ 水 平距離 約15.1m×揚程 約2.4m	1台
	No.3急冷塔ダストコンベヤ(1号炉用) フローコンベヤ 水	1台



	平距離 約21.4m×揚程 約0m	
	No. 3急冷塔ダストコンベヤ(2号炉用) フローコンベヤ 水平距離 約11.8m×揚程 約0.5m	1台
	No. 3急冷塔ダストコンベヤ(3号炉用) フローコンベヤ 水平距離 約16.5m×揚程 約3.4m	1台
	No. 4急冷塔ダストコンベヤ(3号炉用) フローコンベヤ 水平距離 約12.5m×揚程 約1.0m	1台
	共通ダストコンベヤ(1)(2号炉及び3号炉用) フローコンベヤ 水平距離 約16.5m×揚程 約1.0m	1台
	共通ダストコンベヤ(2)(各炉用) フローコンベヤ 水平距離 約14.6m×揚程 約0.5m	1台
	共通ダストコンベヤ(3)(各炉用) フローコンベヤ 水平距離 約14.5m×揚程 約0m	1台
	共通ダストコンベヤ(4)(各炉用) フローコンベヤ 水平距離 約20.2m×揚程 約1.0m	1台
	共通ダストコンベヤ(5)(各炉用) フローコンベヤ 水平距離 約13.5m×揚程 約5.0m	1台
	バイパスコンベヤ(1)(各炉用) フローコンベヤ 水平距離 約20.2m×揚程 傾斜約1.0m	1台
	バイパスコンベヤ(2)(各炉用) フローコンベヤ 水平距離 約13.0m×揚程 約5.0m	1台
	バグフィルターダストコンベヤ(1号炉用) フローコンベヤ 水平距離 約6.0m×揚程 約7.0m	1台
	バグフィルターダストコンベヤ(2号炉用) フローコンベヤ 水平距離 約6.0m×揚程 約7.0m	1台
	No. 1バグフィルターダストコンベヤ(3号炉用) フローコンベヤ 水平距離 約15.1m×揚程 約2.0m	1台
	No. 2バグフィルターダストコンベヤ(3号炉用) フローコンベヤ 水平距離 約4.3m×揚程 約16.1m	1台
	No. 3バグフィルターダストコンベヤ(3号炉用) フローコンベヤ 水平距離 約13.9m×揚程 約2.0m	1台
	No. 4バグフィルターダストコンベヤ(3号炉用) フローコンベヤ 水平距離 約16.5m×揚程 約3.4m	1台
灰固形化設備	飛灰貯槽 鋼板製円筒型 容量70m <sup>3</sup>	1槽
	飛灰搬送コンベヤ フローコンベヤ 水平距離 約6.0m×揚程 約9.0m	1台
	飛灰切替装置 スクリューコンベヤ 切替能力1,500kg/h	1台
	混練機 二軸ニーダ式 能力1,500kg/h	2台
	養生コンベヤ ベルトコンベヤ 運搬能力2,000kg/h×水平距離 約4.5m	1台

	処理灰コンベヤ ベルトコンベヤ 運搬能力2,000kg/h×水 平距離 約4.5m 薬液槽合成樹脂製円筒型 容量10m <sup>3</sup> 薬液ポンプ ダイヤフラム式 容量1.8L/min 添加水槽 合成樹脂製円筒型 容量0.2m <sup>3</sup> 添加水ポンプ ダイヤフラム式 容量12.0L/min 薬液補給ポンプ ダイヤフラム式 容量1.8L/min	1台  1槽 2台 1槽 2台 2台
給排水設備	冷却水揚水ポンプ 電動機直結渦巻ポンプ 容量128m <sup>3</sup> /h 冷却塔送水ポンプ 電動機直結渦巻ポンプ 容量90m <sup>3</sup> /h 冷却塔 強制空冷式 冷却水量90t/h	2台 2台 1台
電気設備	1. 受変電設備 特高受電盤 24KV 2. 低圧配電設備 プラント動力配電盤 電灯配電盤 3. 動力設備 既設1、2、3号炉用動力制御盤一部改造 既設No. 1、No. 2共通動力制御盤一部改造 バグフィルター制御盤(機械設備付属制御盤) 灰固形化設備制御盤(機械設備付属制御盤) 窒素酸化物除去装置制御盤(機械設備付属制御盤) 尿素水噴霧ノズル制御盤(機械設備付属制御盤) 有害ガス除去動力制御盤 現場操作盤 壁掛型	2台 1面 1面  3面 2面 3面 1面 1面 3面 1面 1式
建築電気設備	1. 照明設備 2. 放送設備 (一部増設) 3. 通話設備 (一部増設) 4. 自動火災報知設備 (一部更新)	1式 1式 1式 1式
計装制御設備	中央計器盤 グラフィック付垂直自立形 中央操作盤 デスク形 消石灰及び助剤受入警報盤 屋外スタンド形 自動燃焼制御装置 マイクロコンピュータ式 工業用テレビ監視装置 カメラ4台、モニタ 21型×4台 公害監視装置 HCL/O <sub>2</sub> 計 公害監視装置 NO <sub>x</sub> /SO <sub>x</sub> /CO/O <sub>2</sub> /CO <sub>2</sub> 計 ばいじん計	4面 1式 2面 3炉分 1式 3台 3台 3台

※設備の詳細は、添付資料8（解体撤去対象施設図）を参照のこと。

## 2 工事範囲

### 1) 工事範囲

ダイオキシン類ばく露防止対策工事、付着物除去工事、解体撤去工事、整地工事の範囲は、次の範囲とする。また、第2節3に示す提出図書の作成を含む。

#### (1) 施設の解体撤去

##### ① 建築構造物

地下ピット及び地下躯体を含む建築構造物の解体撤去。(部分的残置の要件は第6節 3 4)による。)撤去後は現況地盤高さで整地を行うこと。地下部の解体撤去にあたっては、掘削範囲に遮水壁を施工する等必要な対策を講じること。なお、整地後再度掘削が必要となるエリアについては、安全対策を図ることを条件に整地しないことも可とする。

なお、第四工場と共有のランプウェイについて、発注者の指定する位置で切断、第三工場側を撤去とし、切断部に車両転落防止の仕舞を行うこと。

解体撤去対象については、添付資料8(解体撤去対象施設図)を参照とすること。

##### ② 附帯設備等

煙突(基礎・杭)(部分的残置の要件は第6節 3 4)による。)、サイロ室、スクラップ置場、汚水処理等の解体撤去。

解体撤去対象については、添付資料8(解体撤去対象施設図)を参照とすること。

##### ③ 機械設備

ごみ処理施設に係る機械設備及びダクト・配管類の解体撤去。

なお、一部の設備は撤去済みであり、その内容は表-5に整理したとおりである。解体撤去対象については、添付資料8(解体撤去対象施設図)を参照とすること。

##### ④ 電気・計装設備

ア. ごみ処理施設に係る電気・計装設備及び外灯・外部引込設備等の解体撤去。  
解体撤去対象については、添付資料を参照とすること。

イ. 製造年月日等から判断してPCBが含まれている可能性の高い電気設備機器については既に残置していないが、万が一発見された場合は機器養生等の処置を行い、発注者の指定する場所に搬送すること。

##### ⑤ 共通設備

###### ア. フェンス等設備

工事範囲内の当該設備については、工事中は基本的に残置利用するものとするが、必要に応じて発注者と協議することとする。

また、工事の進捗に合わせて第三工場外壁ネットを撤去すること。

###### イ. 構内道路等設備(アスファルト舗装、雨水排水設備等)

工事範囲内の当該設備については、基本的に撤去するものとするが、残存する第四・第五工場の稼働に支障が生じないように、撤去方法について発注者と協議することとする。

###### ウ. 地下埋設管

工事範囲内にある地下埋設管は、可能な限り撤去すること。ただし、残存する第四・第五工場の稼働に必要な添付資料7(地下埋設物配置図)に示す

埋設配管、配線を除く。

(2) 解体・撤去物の処理

解体・撤去物は各法令に基づいて適切な処理処分を行うこと。

(3) 残留物の除去処分

各設備、装置内の残留物等については、その汚染状況に応じて適正に処分すること。この際、処分方法が適正であることを示す書類（有害物質濃度の測定結果等）を監督員に提出し、監督員の承諾を得ること。

なお、施設内に残留する薬品、水、油等がある場合の処理処分および什器、備品等の処理処分も本工事に含むが、一部処置済みであり、その内容は表-5に整理したとおりである。

表－5 解体撤去処置済みの内容

項目	工事内容	完了年月	
フライトコンベヤ等清掃	焼却灰フライトコンベヤ、ガス冷下コンベヤ 清掃、高圧洗浄(灰及び洗浄水は灰ピットへ)	H29.08	
給じんクレーン及び灰クレーン分解撤去	給じんクレーンバケット、灰クレーンバケット バケット分解・撤去	H29.08	
特A重油の処分及び清掃	屋外タンク15kl(配管含む)	残油抜き取り、管内洗浄、タンク内高圧洗浄	H29.08
	燃料小出槽(配管含む)	残油抜き取り、高圧洗浄	
	バーナー用配管の油抜き取り及び清掃	残油抜き取り、管内洗浄、末端閉鎖	
施設内残留薬品(液体薬品)処分及び清掃	液体キレート、尿素	受入口～薬注ポンプ管洗浄、残留薬品抜出、高圧洗浄	H29.08
	硫酸、苛性ソーダ、硫酸バンド、助剤	受入口～混和槽管洗浄、残留薬品抜出、高圧洗浄	
施設内残留薬品(粉末薬品)処分及び清掃	消石灰、タクロンL	貯槽～配管残留物抜き取り・処分、高圧洗浄	H29.09
第四工場間光ケーブル撤去	架空ケーブル(15本)	撤去	H29.12
バグフィルタろ布等除去及び封鎖	バグフィルタケーシング、ろ布、リテーナ	ろ布撤去・処分	H30.01
		リテーナ撤去・場内保管	
		各所開口閉塞、堆積物封鎖	
各炉火格子駆動油処分	火格子駆動用装置タンク(配管含む)	油抜き取り・処分、タンク内清掃、配管内・ユニット内中和	H30.01
ごみピット等清掃	ごみピット	堆積物除去・移送(第4工場)、汚水抜き取り、高圧洗浄	H30.02
	クレーン格納フロア床	床面高圧洗浄	
炉内等清掃	1号炉	炉内灰溶融物等除去・処分、高圧洗浄	H30.02
		炉下アルミ・ダスト除去・処分、高圧洗浄	
		水噴射室灰溶融物等除去・処分、高圧洗浄	
	2、3号炉	別途工事で除去済み、高圧洗浄のみ実施	
	灰出しコンベヤ、水分車室株フライトコンベヤ	残存物除去・処分、高圧洗浄	
急冷塔腐食ダクト除去及び封鎖	エアヒータ出口～急冷塔	ダクト及び保温材撤去・処分	H30.02
		1、2号エアヒータ及び急冷塔開口部鋼板閉塞	
		3号エアヒータ及び急冷塔開口部、壁貫通部鋼板閉塞	
灰ピット等清掃	灰ピット、灰沈殿槽	灰及び汚水残留物除去・移送(第4工場)、高圧洗浄	H30.03
鉛蓄電池の撤去処分	48セル、6セル	取外し・撤去、処分	H30.03
消防設備撤去処分	CO2ボンベ、粉末消火設備(移動式)	撤去・処分	H29.11
	工場内消火器撤去	搬出・処分	H30.03
煙突等解体整備工事	煙突解体	煙突地上部・下基礎部(GL-0.4mまで)解体撤去、横煙道・中間ブリッジ撤去、建物開口部鋼板閉塞	H31.03
	ポンプ室撤去	地上部及び地下受水槽躯体(GL-1.0mまで)	
	オイルタンク撤去	タンク撤去、コンクリート防油堤・土間コン撤去、配管切断撤去	
	第四工場間渡り廊下撤去	渡り廊下撤去、開口部閉塞	
	処理・処分	解体廃棄物、残存物、洗浄水等処理・処分	
電気設備撤去	受変電設備撤去	特高変圧器5,000kVA、高圧受電盤、高圧変圧器、高圧進相コンデンサ500kVA、300kVA、100kVA、低圧変圧器300kVA撤去	H30.03

## 2) 関係法令等の遵守

工事にあたっては、次の関係法令等を遵守すること。

- (1) 「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」(基発第401号の2 平成13年4月25日、基発第0110第1号 平成26年1月10日改正)
- (2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年 法律第137号、平成29年改正 法律第61号)
- (3) 「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年 法律第105号、平成12年5月31日改正 法律第91号)
- (4) 「石綿障害予防規則」(平成17年 厚生労働省令 第21号、平成2年改正 厚生省令第131号)
- (5) 「大阪府環境基本条例」(平成6年3月23日 大阪府条例第5号)
- (6) 「大阪府生活環境等の保全に関する条例」(平成6年3月23日 大阪府条例第6号)
- (7) 「東大阪市環境基本条例」(平成13年3月31日 東大阪市条例第8号)
- (8) 「東大阪市生活環境保全等に関する条例」(昭和48年4月20日 東大阪市条例第9号)
- (9) 「環境基本法」(平成5年 法律第91号、平成30年改正 法律第50号)
- (10) 「労働安全衛生法」(昭和47年 法律第57号、令和元年改正 法律第37号)
- (11) 「大気汚染防止法」(昭和43年 法律第97号、平成29年改正 法律第45号)
- (12) 「騒音規制法」(昭和43年 法律第98号、平成26年改正 法律第72号)
- (13) 「振動規制法」(昭和51年 法律第64号、平成26年改正 法律第72号)
- (14) 「悪臭防止法」(昭和46年 法律第91号)
- (15) 「水質汚濁防止法」(昭和45年 法律第138号、平成29年改正 法律第45号)
- (16) 「土壌汚染対策法」(平成14年 法律第43号、平成29年改正 法律第45号)
- (17) 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年 法律第104号、平成26年改正 法律第55号)
- (18) 「循環型社会形成推進基本法」(平成20年 法律第110号)
- (19) 「資源の有効な利用の促進に関する法律」(平成3年 法律第48号、平成26年改正 法律第69号)
- (20) 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(平成12年 法律第100号、平成27年改正 第66号)
- (21) 「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」(昭和32年 法律第167号、令和元年改正 第37号)
- (22) 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」(平成13年 法律第65号、平成28年改正 法律第34号)
- (23) 「都市計画法」(昭和44年 法律第100号、令和2年改正 法律第41号)
- (24) 「建築基準法」(昭和25年 法律第201号、令和元年改正 法律第37号)
- (25) 「廃棄物焼却施設解体作業マニュアル 第3版」(厚生労働省労働基準局化学物質調査課編 平成21年11月6日)
- (26) 「特定粉じん排出等作業に係る指導の徹底について」(平成17年8月1日 環管大050801003号)
- (27) 「非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針」(平成17年3月30日 環産産発

第050330010号)

- (28) 「労働者の有害物によるばく露評価ガイドライン」(平成21年12月 厚生労働省)
- (29) 「建築物解体工事共通仕様書・同解説 平成24年版」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- (30) 「鉄筋コンクリート造建築物等の解体工事施工指針(案)・同解説」(日本建築学会 1999/9)
- (31) 「大阪府における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進の実施に関する指針」(平成24年3月 大阪府)
- (32) 「廃棄物処理施設解体時等の石綿飛散防止対策マニュアル」(平成18年6月12日 環廃対策第060609003号)
- (33) 「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」(2014.6 環境省水・大気環境局大気環境課)
- (34) その他関係する法令規制基準等及び発注者の指示するもの

### 3 提出図書

工事に必要な提出図書としては以下のものとする。また、監督員の指示により必要な図書を提出すること。

#### (1) 工事開始前

工事において、届出及び許認可等の必要がある場合、協議及び図書作成等は全て受注者の責任で行うこと。

##### ① 工事施工計画書 (3部)

工事施工計画書は、解体撤去工事に係る設計、工事種別及び工種に応じた仮設計画、保全、清掃(除染)、解体、撤去、処理、運搬、処分方法、リサイクル計画書、等の各計画及び労働基準監督署等への届出計画を含む。

##### ② 許認可関係の提出図書 (3部)

(労働基準監督署等その他への届出資料)

##### ③ 内訳書 (3部)

##### ④ ダイオキシン類等濃度測定計画書 (3部)

##### ⑤ その他各届出書及び必要な図書 (3部)

#### (2) 工事中

必要に応じて、次の図書を提出すること。

##### ① 検査要領書、検査申請書 (3部)

##### ② 現場写真(着工前、施工中、整地工事含む各3部提出)

##### ③ ダイオキシン類濃度測定データ等その他報告書 (3部)

##### ④ 解体撤去工事報告書(マニフェスト、契約書、許可証(それぞれの写し)を含む。)(3部)

##### ⑤ 汚染物除去記録報告書 (3部)

##### ⑥ その他必要と認めたもの

#### (3) 工事完了時

工事完了に際して、次の図書を提出すること。

- ① 完成図面  
(解体撤去後、測量に基づく平面図、縦横断図、地下残置物伏図等) (3部)
- ② 完成写真 (3部)
- ③ 実績内訳明細書 (3部)
- ④ 工事打合せ簿 (3部)
- ⑤ 工事日報、月報 (3部)
- ⑥ その他必要と認めたもの

#### 4 検査等

工事中の検査等は次のとおりとする。

##### 1) 立会検査

###### (1) 施工の立会

工事の進捗状況に応じて、工程の区切りごとに最適な時期に監督員の立会検査を行うものとする。立会検査の日程については、検査願書を提出するとともに、監督員の指示により決定する。監督員の立会検査時に必要な資材、機材等は受注者の負担とする。以下に予定している立会検査の予定を示す。

- ① 仮設設置完了後
- ② ダイオキシン類ばく露対策仮設工事完了後
- ③ 付着物除去終了後
- ④ 機械類 (プラントを含む) 解体撤去後
- ⑤ 建屋 (地上部) 解体撤去後
- ⑥ 建屋 (地下部及び煙突基礎) 解体撤去後
- ⑦ 撤去物場外搬出時
- ⑧ 発生物コンクリートガラ搬出時及び埋戻土搬入完了後
- ⑨ 整地工事終了後

###### (2) 検査の方法

検査は、あらかじめ承諾を受けた検査要領書に基づいて行う。

###### (3) 試験

発注者が使用機材等の試験が必要と認める場合は、検査に準じて試験を行うこと。

##### 2) 分析結果等の報告

各種分析結果等については、速やかに報告を行うこと。

##### 3) 工事完了検査

工事完了検査については、以下の事項を遵守すること。

(1) 契約書に規定する工事を完成したときの通知は、次の①から③に示す要件のすべてを満たす場合に、監督員に提出することができる。

- ① 発注仕様書に示すすべての工事が完了していること。
- ② 監督員の指示を受けた事項がすべて完了していること。
- ③ 発注仕様書に定められた工事関係図書及び記録の整備がすべて完了していること。



- (2) (1) の通知または請求に基づく検査は、発注者から通知された検査日に検査を受ける。
- (3) 工事検査に必要な資機材及び労務等を提供する。

## 5 引き渡し

工事の完了は、本仕様書記載内容の工事を全て終了し、ダイオキシン類濃度分析結果等の報告書類等の完成図書が完備した上で、前項の3) 工事完了検査を終了し、指摘事項のない状況となった時点とする。

## 6 その他

### 1) 許認可申請

関係官庁への許認可申請、報告、届出等の必要がある場合には、受注者は速やかに手続きを行い、監督員に報告すること。この経費負担は受注者とする。また、発注者が関係官庁へ許認可申請、報告、届出を必要とする場合、受注者は書類作成等について速やかに協力すること。

なお、これらの書類に関しては、あらかじめ発注者へ書類を提出し、承諾を受け遅滞なく行うこと。

### 2) 特許権等の調査について

特殊な施工方法に関しては、特許権等について事前に十分調査し、問題のない方法を採用すること。

### 3) 工事用地等

- (1) 工事用地及び工事の施工に伴い提供を受けた土地等は、適切に管理し、当該工事の施工以外に使用してはならない。
- (2) 当該用地内の他の施設に関する車両及び作業員等の妨げとならない様に通路の確保及び安全の確保を行うこと。
- (3) 場内の適切な場所に、監督員の承諾を得て資材置場、廃棄物の一時保管場所、有価物集積場、コンクリートガラ集積場等を設ける。

### 4) 施 工

施工にあたっては関係法令を遵守し、解体撤去処分の適正化を図るとともに、次の事項に留意すること。また、工事施工計画書を事前に提出し、監督員の承諾を受けるものとする。

#### (1) 現場代理人等

工事期間中、受注者は監理技術者、現場代理人等の担当技術者を決定すること。なお、協議・打合せ及び工事においては、発注者との連絡員を選定すること。またこれらの組織系統を通知し、発注者の監督員との連絡を取りながら工事を進めること。

#### (2) 周辺対策

- ① ダイオキシン類安全対策関係法令、公害防止関係法令、諸規則等を遵守し、周辺環境保全に十分に配慮すること。
- ② 発生材及び資機材等の搬出入による交通渋滞や事故が発生しないように配慮すること。また、道路の汚れ防止のため出入口に泥落とし装置を設置すること。

- ③粉じん等が飛散しないように十分な対策を講じること。（目張りシート、防音パネル等）。仮設足場及び防音パネルの設置期間は、付着物の除去作業に入る前から解体撤去工事完了までを原則とする。
  - ④土壌等に汚染水が流出しないよう対策を行うこと。
- (3) 住民説明
- 必要に応じて発注者が行う住民説明会等に参加し、施工方法その他、発注者が求める説明を行うこと。なお、説明会開催に必要な資料及び機材等の準備を行うこと。
- (4) 災害防止
- 工事中の危険防止対策を十分に行い、また労働者への安全教育を徹底し、労務災害の発生がないように努めること。
- ①工事は、ダイオキシン類除去の特殊工事が含まれていることから、工事中の危険防止対策を十分に行い、作業員の安全教育を徹底し、労働災害の発生防止に努めるとともに、関係者以外の立入を禁止すること。
  - ②仮囲い、出入口ゲート、仮設の照明、換気集じん等危険防止設備を施し、災害の防止に努めること。
  - ③受注者は、作業員の健康管理について、事前に労働安全衛生法に基づく一般健康診断を実施するとともに「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策について」の要綱等により適切に行うこと。
- (5) 現場管理
- 資材置場・搬入搬出路・仮設事務所などの設置・管理等については発注者と十分協議し、発注者の稼働中施設の運営に支障が生じないように計画し、実施すること。
- (6) 復旧
- 解体撤去対象以外の他の設備・既存物件等の破損・汚染防止に努め、万一受注者の責により損傷・汚染が生じた場合は受注者の負担で速やかに復旧すること。
- なお、工事用車両の通行等により近隣の民家・施設・道路等に損傷または汚染等が発生した場合も、受注者の負担で速やかに復旧等の処置を行うこと。
- (7) 仮設用水、仮設電気等
- 工事に必要な仮設用水、仮設電気等は、発注者と協議のうえ、施工計画書を作成し承諾を受けるものとする。なお、工事に使用する電気、水道及びガスの費用については、その全てを受注者の負担とする。
- (8) 施工業者の届出等
- 各工事の下請人の指導、監督等は受注者が責任をもって行うこと。なお、下記の書類を提出すること。
- ① 下請業者届
  - ② 作業員名簿
  - ③ 緊急連絡先
  - ④ 労災関係届
  - ⑤ 作業に関する資格の写し
  - ⑥ その他必要なもの
- (9) 現場事務所

- ① 現場事務所、便所等は関係法令に従って設ける。
  - ② 監督員事務室には、給排水設備、空調設備、電気設備及び工事用電話、コピー機（FAX付）を設け、必要経費は、受注者の負担とする。なお、監督員事務室の面積は、発注者職員および施工監理業者が利用するのに十分なスペースを確保すること。
  - ③ 執務に必要な図書、事務機器、消耗品については受注者が用意すること。
- (10) 資格を必要とする作業
- 資格を必要とする作業は、監督員に資格者の証明の写しを提出すること。  
また、各資格を有する者が施工しなければならない。
- (11) 工事関係車両の経路
- 解体撤去工事に伴う工事車両が、周辺住民の生活および発注者施設の運営管理に支障を及ぼさないように工事関係車両の車両について監督員の指示を受け、車両運行計画を提出し発注者の承諾をうけ運行させること。なお、発注者と協議の上、工事用地の出入口等には適切に交通誘導員を配置して十分な安全確保に努めること。
- 5) 施工体系図等
- (1) 受注者は、建設業法に規定する施工体系図を作成するものとし、工事現場の見やすい場所に掲示すること。また、その状況を監督員に報告すること。
  - (2) 受注者は、工事を施工するために下請負契約を締結したときは、建設業法に規定する施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、監督員に提出すること。
- 6) 工事实績情報の登録
- 契約金額が適用となった場合、工事实績情報システム（CORINS）に基づき、「工事カルテ」の作成及び登録を行うこと。
- 受注者は、「工事カルテ」を監督員に提出、承諾を受けた後、登録すること。登録後は、速やかに発行された「工事カルテ受領書」の写しを監督員に提出すること。
- 7) 工事記録
- 工事期間において、ダイオキシン類ばく露防止対策工事、付着物除去工事、解体撤去工事、整地工事の工程ごとに、仮設・安全教育・除染・解体・撤去作業等、それぞれの工事内容及び手順を記録し、完成図書と同時に提出すること。

### 第3節 ダイオキシン類のばく露防止対策等の概要

#### 1 ダイオキシン類ばく露防止対策要綱の遵守

解体撤去工事にあたって工事施工計画書と合わせてダイオキシン類のばく露防止対策計画を作成し、監督員の承諾を得て実施すること。計画は、「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」を遵守して行うこと。

##### 1) 特別教育の実施

受注者は、労働者に労働安全衛生規則第592条の7及び安全衛生特別教育規程(昭和47年労働省告示第92号)に定めるところにより、特別教育を行うこと。

##### 2) 作業指揮者の選任

受注者は、労働安全衛生規則第592条の6に定めるところにより、化学物質についての知識を有する者等の中から作業指揮者を選任し、作業を指揮させるとともに、作業に従事する労働者の保護具の着用状況及びダイオキシン類を含む物の発散源の湿潤化の確認を行わせること。なお、コンクリート造の工作物の解体作業等においては、併せてコンクリート造の工作物の解体等作業主任者を選任する必要がある。

##### 3) 発散源の湿潤化

受注者は、労働安全衛生規則第592条の4に定めるところにより、作業場におけるダイオキシン類を含む物の発散源を湿潤な状態のものとしなければならない。ただし、当該発散源を湿潤な状態のものとすることが著しく困難なときはこの限りではない。

##### 4) 健康管理

受注者は、労働者に対し、労働安全衛生法に基づく一般健康診断を確実に実施するとともに、ダイオキシン類へのばく露による健康不安を訴える労働者に対して、産業医等の意見を踏まえ、必要があると認める場合に、就業上の措置等を適切に行うこと。

また、事故、保護具の破損等により当該労働者がダイオキシン類に著しく汚染され、またはこれを多量に吸入した恐れのある場合は、速やかに当該労働者に医師による診察または処置を受けさせること。なお、この場合には、必要に応じて、当該労働者の血中ダイオキシン類濃度測定を行い、その結果を記録して30年間保存しておくこと。

##### 5) 就業上の配慮

受注者は、女性労働者については、母性保護の観点から、廃棄物焼却施設の解体作業における就業上の配慮を行うこと。

##### 6) 保護具

受注者は、次の措置を講ずること。

###### (1) 保護具の管理

###### ① 保護具の着用状況の管理

###### ア. 労働者に対する呼吸用保護具の着脱訓練の実施

労働者に対して、呼吸用保護具のフィットテストの方法、緊急時の対処方法及び呼吸用保護具の正しい着脱方法・着脱手順等について訓練を行うことにより習得させること。

###### イ. 作業開始前における保護具の着用状況の確認

労働者に保護具の着用状況の確認を相互に行わせること。

- ② 作業後における保護具の取外し等  
作業を行った後の保護具は汚染されている恐れがあることから、以下の措置を講ずること。
  - ア. 作業場と更衣場所の間に保護具の汚染及び焼却灰等を除去するためのエアシャワー等の汚染物除去設備を設けること。
  - イ. 保護具の着脱は、上記の汚染物除去設備が存在する場所ではなく更衣場所において行うこと。また、保護具は更衣場所から汚染された状態で持ち出させないこと。
- ③ 保護具は日常の保守点検を適切に行うこと。
- ④ ダイオキシソ類で汚染された恐れのある保護具は、使い捨てが指定されているもの及び手入れの方法が別に定められている呼吸用保護具のろ過材及び吸収缶を除き、清水、温水、中性洗剤及びヘキサソ等により洗浄すること。
- ⑤ ダイオキシソ類で表面が汚染された恐れのある治具・工具及び重機等の機材は、使い捨てが指定されているものを除き、清水、温水、中性洗剤及びヘキサソ等により洗浄すること。
- ⑥ ヘキサソ等により洗浄する場合は、溶解したダイオキシソ類によるばく露防止措置を講ずること。
- ⑦ プレッシュァデマソド形エアラインマスクには、ダイオキシソ類、一酸化炭素等の有害物質、オイルミソト及び粉じん等を含まない清浄な空気を供給すること。

## (2) 保護具の選定

労働安全衛生規則第592条の5に定めるところにより、ばく露防止対策要綱別紙3保護具の区分に示す保護具について、解体作業については、ばく露防止対策要綱別紙5保護具の選定に掲げる方法で選択し、労働者に使用させること。ただし、高所作業または臨時の作業においては下記のとおりとすること。

### ① 高所作業における特例

レベル3の保護具を使用する作業場における高所作業で、エアラインのホースが作業の妨げとなる場合またはエアラインのホースの当該場所までの延長が困難な場合は、当該作業場所近傍に十分な能力を有するエアラインの接続箇所を設置するとともに、各接続箇所間の移動においては、プレッシュァデマソド形エアラインマスクでエアラインを外した時、防じん防毒併用呼吸用保護具となるものを使用すること。

なお、エアラインの接続箇所の設置が困難である場合には、プレッシュァデマソド形空気呼吸器を使用させること。また、墜落防止のため、安全な作業床を設けること。なお、安全な作業床を設けることが困難である場合には、安全帯を使用する等墜落防止措置を講ずること。

### ② 臨時の作業における特例

レベル3の保護具を使用する作業場において足場の設置・解体作業等臨時の作業を行う場合であって、エアラインマスクを使用することが困難な場合には、次のア. からウ. までに掲げる措置を講じた上で、防じん機能付き防毒マスクを使用して作業を行わせても差し支えない。ただし、作業前に測定した空気中のダイオキシソ類濃度について、作業環境評価基準(昭和63年労働省告示第79号)に準じてばく露防止対策要綱

別紙2管理区域の決定方法によって行った管理区域(解体作業にあつてはこれを準用した管理区域)が第3管理区域となるときは、プレッシャデマンド型空気呼吸器を使用すること。

- ア. 作業前に床面の清掃を行うこと。
- イ. デジタル粉じん計等により、作業を行っている間に連続して空気中の粉じん濃度の測定を実施すること。
- ウ. 作業を行っている間、粉じん及びガス状のダイオキシン類を発散させる恐れのある作業を中断すること。受注者は、女性労働者については、母性保護の観点から、廃棄物焼却施設の解体作業における就業上の配慮を行うこと。

#### 7) 休憩室使用の留意事項

受注者は、労働者の作業衣等に付着した焼却灰等により、休憩室が汚染されない措置を講ずること。

#### 8) 喫煙等の禁止

受注者は、作業が行われる作業場では、労働者が喫煙し、または飲食することを禁止すること。

#### 9) 安全管理体制の確立

受注者は、次の措置を講ずること。

##### (1) 統括安全衛生管理体制の確立

労働安全衛生法第15条等に定めるところにより、その労働者及び請負人の労働者の人数に応じ、統括安全衛生責任者または元方安全衛生管理者等を選任する等、統括安全衛生管理体制の確立を図ること。

##### (2) 関係請負人との協議組織等

労働安全衛生法第30条に定めるところにより、全ての関係請負人が参加する協議組織を設置し、混在作業による危険の防止に関して協議すること。また、関係請負人に対し安全衛生上必要な指導等を行うこと。受注者は、作業が行われる作業場では、労働者が喫煙し、または飲食することを禁止すること。

#### 10) 移動解体を採用する場合の要件

移動解体の採用にあたっては、客観的な採用理由を示すと共に、以下による。

(1) 設備本体の解体を伴わずに運搬ができる設備であること。具体的には、以下のa. からc. までのいずれかの作業(以下「取外し作業」という。)のみにより、運搬ができる状態になるものをいう。

- ① 設備本体の土台からの取外し(土台ごと設備本体をつり上げる場合を含む。)
- ② 煙突及び配管の設備本体からの取外し
- ③ 煙道で区切られた設備本体間の連結部の取外し設備本体間の連結部の取外し

(2) 設備からの汚染物が飛散しないよう、クレーン等を用いた設備本体の吊り上げ時に底板が外れる恐れがない等構造上の問題がないこと。また、底板がない設備については、土台ごと設備本体を吊り上げることにより飛散防止措置を講ずることが可能であること。

(3) クレーン等を用いた設備等の吊り上げ時に老朽化等により設備が変形または崩壊する恐れがないこと。

- (4) 運搬車への積込み作業を円滑に行うことができるよう焼却炉等の設備の周辺に十分な場所を有すること。
- (5) 処理施設は以下を満たすものとする。こと。
  - ① 廃棄物の種類に応じて法律に基づく一般廃棄物処理施設、または産業廃棄物処理施設として許可を受けたものであること。
  - ② 汚染物について解体作業を行うまでの間、作業の妨げとならない場所に隔離・保管することができる設備を有すること。
  - ③ 運搬車から積下ろし作業を円滑に行うことができるよう、敷地内に適切な積下ろし場所を有すること。
  - ④ 「ダイオキシン類基準不適合土壌の処理に関するガイドライン(平成23年3月)」に準じたものとする。

#### 11) 解体方法の選択

解体作業事業者は、ばく露防止対策要綱別紙6 解体方法の決定の方法により、下記等を用いて管理区域を設定するとともに解体方法の決定を行うこと。

- (1) 作業前に測定した空気中のダイオキシン類濃度測定結果
- (2) 解体作業の対象設備の汚染物のサンプリング調査結果
- (3) 付着物除去記録

#### 12) 付着物除去作業の実施

受注者は、労働安全衛生規則第592条の3に基づき、解体作業実施前に設備（取外し作業にあつては取外しを行おうとする部分に限る。）の内部に付着したダイオキシン類を含む物の除去を十分に実施すること。

当該付着物除去作業の際には、

- (1) 作業場所を仮設構造物(天井・壁等)またはビニールシート等により他の作業場所と隔離すること。
- (2) 高濃度の場合には、可能な限り遠隔操作により作業を行うこと。
- (3) 煙道等狭隘な場所においては、高圧水洗浄等により付着物除去を行う等、除去作業を行う場所や付着物の状態に応じた適切な措置を講ずること。

なお、高圧水洗浄を行う場合は、作業に従事する労働者が高圧水に直接触れないよう留意するとともに、使用水量を可能な限り抑えるとともに、汚染物を含む水の外部への漏出や地面からの浸透を防止する措置を講ずること。

なお、付着物除去結果の確認のため、付着物除去前後の写真撮影を入念に行い、その結果を保存すること。

#### 13) 作業場所の分離・養生

受注者は、ダイオキシン類による汚染の拡散を防止するため、管理区域毎に仮設の天井・壁等による分離、或いはビニールシート等による作業場所の養生を行うこと。

#### 14) 移動解体を行う場合における留意事項

移動解体を行う場合に当たっては、受注者は、以下の事項に留意すること。また、処理施設で運搬車から積み下ろした設備の開梱は、1)に基づき設定した管理区域内で必要なばく露防止措置を講じた上で行うこと。

- (1) 取外し作業を行うときは、ばく露防止対策要綱別紙6 解体方法により管理区域を設定

するとともに、可能な限り溶断以外の方法から使用機材等の決定を行うこと。

なお、やむを得ず溶断による方法を一部選択して取外し作業を行う場合は、煙突及び煙道等燃焼ガスが通る部分が加熱されないよう配管部分に限定し、かつ、ばく露防止対策要綱別紙6 解体方法の4に示す措置及びレベル3の保護具により行うこと。

- (2) 溶断以外の方法を用いて取外し作業を行う場合であって、設備本体、煙突、配管及び煙道の関係部分を密閉し、その内部の空気を吸引・減圧した状態で外部から作業を行い、作業を行う間を通して常に負圧を保ち汚染物の外部への漏えいを防止する措置を講じた場合は、付着物除去作業の実施にかかわらず事前に付着物の除去を行わないことができる。
- (3) 廃棄物の焼却施設で取り外した設備については、運搬車への積込みに先立ち、管理区域内においてビニールシートで覆う等により密閉した状態とすること。特に、積込み時の落下等により汚染物が飛散しないよう、厳重に密閉すること。

#### 15) 残留灰を除去する作業の実施

解体作業に併せて、残留灰を除去する場合は、以下の措置を講ずること。

##### (1) 空気中のダイオキシン類の測定

廃棄物の焼却施設を管理する者からの情報等に基づき、残留灰が堆積している箇所について、ばく露防止対策要綱別紙1 空気中のダイオキシン類濃度の測定方法の方法により、空気中のダイオキシン類濃度の測定を単位作業場所ごとに1箇所以上、作業開始前、作業中に少なくとも各 1回以上行うこと。

なお、作業前の測定については、発注者が、解体作業開始前 6月以内に上記箇所における測定を行っている場合については、この結果を用いて差し支えない。

##### (2) 残留灰を除去する作業

残留灰を除去する作業を行う受注者は、以下により作業を行うこと。

- ① ばく露防止対策要綱別紙4 保護具の選定により保護具を選定し、ばく露防止対策要綱別紙3 保護具の区分により対応する保護具(ただし、レベル1の場合に使用する呼吸用保護具は電動ファン付き呼吸用保護具)を使用すること。
- ② ダイオキシン類による汚染の拡散を防止するため、作業に先立ち、仮設の天井・壁等による分離、あるいはビニールシート等による作業場所の養生を行うこと。
- ③ 堆積した残留灰を湿潤な状態のものとした上で、現地地面が確認できるまで除去すること。特に土壌からの再発菌に留意すること。
- ④ 除去結果を後日確認できるようにするため、除去前後の写真撮影を入念に行い、その結果を取りまとめるとともに、廃棄物の焼却施設を管理する監督員に提出すること。

## 2 解体撤去作業の計画の届出

解体撤去作業の計画の届出については、あらかじめ発注者へ書類を提出し、承諾を受けて遅滞なく行うこと。

### 1) 労働基準監督署への届出

受注者は、ダイオキシン類濃度の分析結果を基に「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」に基づき解体撤去工事の計画の届出書を作成し、受注



者の責任施工として労働基準監督署と十分協議の上届出を行うこと。

なお、ダイオキシン類濃度の測定等に関して、労働基準監督署等との協議により検体数が増加した場合は、受注者の負担及び責任において必要な測定等を行うこと。

## 2) その他の届出

受注者は必要に応じ、解体撤去工事の計画を作成し、受注者の責任として、届出等を行うこと。

## 3 解体撤去工事体制表

受注者は、受注後ただちに解体撤去工事に必要な資格者を配置した体制を整え発注者の承諾を受けるものとする。

## 4 ダイオキシン類ばく露防止に関する安全対策

### 1) 安全対策

#### (1) 作業場所等の検討及び設計

焼却施設解体撤去に伴うサンプリング、付着物除去、解体撤去作業に従事する作業者が、ダイオキシン類にばく露することを防止するための作業場所を検討すること。

#### (2) 作業員の更衣室及び休憩室

作業員の更衣室と休憩室は作業人員にあった大きさとし、分離して設置すること。休憩室で作業衣に着替えを行い、保護具の着替えは、解体撤去区域を隔離した作業出入口に隣接して設置した更衣室にて行うこと。

#### (3) エアシャワーの設置

焼却灰等を取り扱った作業者が、焼却灰が付着した作業衣のまま休憩室に入ることを防止するために作業場と更衣室の間にエアシャワーを設置すること。

#### (4) 保護具選定に係る管理区分の明確化

作業員の安全を確保するために、管理区域及び、管理区域に応じた保護具の選定を明確に行うこと。

#### (5) 作業場周辺への影響

焼却施設解体撤去作業場周辺に作業員以外立入禁止区域を設定すること。

### 2) 作業に使用する保護具及び作業場所の管理

#### (1) 呼吸保護具、保護衣等は作業中に外さないようにすること。

#### (2) 作業員に対しては作業開始時に、実施訓練により保護具の正しい装着方法・装着手順を修得させる。

#### (3) 解体撤去範囲として隔離した区域への作業出入口には、エアシャワールームを設置し、そこからのみ出入りさせるものとする。

#### (4) 労働者の作業衣等に付着した焼却灰等により、休憩場所が汚染されないように次の措置を講じる。

① エアシャワールームの入口には、自動靴底洗浄装置あるいは十分に湿らせたマットを敷き、作業員の足部に付着した焼却灰等を除去すること。なお、洗浄作業時は、除水用エアガン等で付着物除去後エアシャワールーム室に入るものとすること。

② エアシャワールームでは、保護衣等に付着した灰を除去すること。

- ③ 床の清掃及びマットの交換については、必要に応じて毎日1回以上行うこと。
- (5) 汚染された作業衣等は、更衣室以外に持ち出すことを禁止し、それ以外の衣類から隔離すること。
- (6) 更衣場所には、必要に応じて洗顔、洗眼及びうがい用の流しを設け、これらとは区別して作業衣用の洗濯機を設置すること。また、必要に応じて使用しやすい場所にシャワー等の洗身設備を設置すること。洗濯機等の排水は、付着物除去の洗浄水と同様の処理を行なうこと。
- (7) 作業場所から離れた場所に休憩場所を設け、その場所以外での飲食、喫煙等は禁止すること。作業場所での飲食、喫煙、またはこれらの持ち込みは厳禁とする。
- (8) 解体撤去作業は、足場、開口部の養生、安全柵の設置等の転落防止対策を講じると共に、高所作業では必ず安全帯を使用し、垂直梯子の昇降においてはセーフティーブロックを必ず使用すること。
- (9) クレーン作業時には、玉掛け者との合図の確認を行い、無線、笛、手による等、確実にクレーン運転手へ伝達できる方法とすること。
- (10) 気象条件によっては作業を中止すること。
- (11) 消火器、散水設備を各作業所付近に常備すること。

### 3) 健康診断

- (1) 作業員に対して、労働安全衛生法に基づく一般健康診断を確実に行わせ、健康管理に努める。
- (2) 全ての管理区域で作業を行う除染作業員およびレベル2以上の管理区域で作業を行う解体撤去作業員については、作業前に血液のサンプリングを行うこと。作業中、万が一事故、保護具の破損等により作業員がダイオキシン類に著しく汚染され、またはこれを多量に吸入したおそれのある場合、再度血液をサンプリングし、作業前および作業後の血中ダイオキシン類濃度の分析を行うこと。また、ダイオキシン類への暴露による健康不安を訴える作業員に対しては、産業医等の意見を踏まえ、必要があると認める場合に測定すること。なお、測定データは受注者が30年間保管するものとする。

## 5 解体撤去作業管理区域の決定

解体撤去作業を行う事業者は、①作業前に測定した空気中のダイオキシン類濃度測定結果、②解体撤去設備の汚染物のサンプリング調査結果、③付着物除去記録等を用いて、解体撤去方法の選択のために解体撤去作業管理区域の決定を行い、適切な解体撤去方法で工事を行うこと。その際、発注者が実施した事前のダイオキシン類調査結果（表-7、表-8）を参考とすること。ただし、不足や再測定の必要がある場合は、新たに測定を行うこと。また、除染後に管理区域を再設定する場合は、その数値根拠として作業環境および付着物中のダイオキシン類測定結果を示すこととし、その際の作業環境の測定結果については、除染中の作業環境測定結果を代用することも可能とする。なお、いかなる場合においても労働基準監督署の指示に従うこと。

参考として、表-6に、本仕様書において想定する管理区域を示す。

表－6 管理区域の設定

設備名	管理区域<参考>		
	第1管理区域	第2管理区域	第3管理区域
焼却炉本体	◆		
水噴射室	◆		
空気予熱器	◆		
急冷塔	◆		
バグフィルター	◆		
同ダストコンベヤ	◆		
煙道	◆		
誘引送風機	◆		
飛灰貯留槽	◆		
主灰出しコンベヤ	◆		
灰バンカ	◆		
排水処理設備	◆		
炉室	◆		
機械室、工作室、倉庫	管理区域外		
電気室、制御室	管理区域外		
居室等の諸室	管理区域外		

## 6 解体撤去方法

### 1) 解体撤去作業第1管理区域内での解体撤去作業

解体撤去作業第1 管理区域で選択できる解体方法及び使用機材は以下のとおりとする。

- (1) 手作業による解体撤去 : 手持ち電動工具
- (2) 油圧式圧砕、せん断による工法 : 圧砕機、鉄骨切断機等
- (3) 機械的研削による工法 : カッタ、ワイヤソー、コアドリル
- (4) 機械的衝撃による工法 : ハンドブレーカ、削孔機、大型ブレーカ等
- (5) 膨張圧力、孔の拡大による工法 : 静的破砕剤、油圧孔拡大機
- (6) その他の工法 : ウォータージェット、アブレッシブジェット、冷却して解体撤去する工法等その他粉じんやガス体を飛散させないための新しい工法
- (7) 溶断による工法 : ガス切断機等

なお、溶断による工法を採択する際には、4 に示す措置を講じること。（ただし、金属部分〔汚染物の完全な除去が可能な形状のものに限る。〕であって、汚染物の完全な除去を行ったものについては、4 の(5)の措置に代えて同一管理区域内の労働者にレベル1 の保護具〔呼吸用保護具はレベル2〕を使用させることができる。）

### 2) 解体撤去作業第2管理区域内での解体撤去作業

解体撤去作業第2管理区域内で選択できる解体撤去方法は以下のとおりとする。1 の(1)から(7)に掲げる方法

### 3) 解体撤去作業第3管理区域内での解体撤去作業

解体撤去作業第3管理区域内で選択できる解体撤去方法及び使用機材は以下のとおりとする。1) の(1)及び(2)。

なお、解体撤去物の構造上汚染除去がそれ以上できない場合であって、遠隔操作、密閉化、冷却化または粉じんの飛散やガス状物質を発生させないその他の解体撤去方法を選択する場合は、その解体撤去方法を用いても差し支えない。

### 4) 解体撤去作業第2管理区域及び解体撤去作業第3 管理区域で溶断によらない解体撤去方法が著しく困難な場合の特例

事前のサンプリングの結果、対象設備が解体撤去作業第2 管理区域または解体撤去作業第3 管理区域に分類された場合で、溶断によらない解体撤去方法が著しく困難な場合は、以下に掲げる必要な処置を講じたうえで溶断による解体撤去を行うことができる。パイプ類及び煙道設備等筒状の構造物等を溶断する場合は内部の空気を吸引・減圧した状態で、外部から作業を行うこと。

- (1) 溶断対応箇所及びその周辺で点熱等により加熱が予想される部分に汚染物がないことを確認すること。(この場合、解体撤去部分の汚染状況を写真等により記録すること。)
- (2) 溶断作業を行う作業場所をシート、シートパネル等により養生し、養生された内部の空気が外部に漏れないように密閉し区別すること。また、溶断作業中、該当作業を行う労働者以外の立ち入りを禁止すること。
- (3) 作業場所の内部を、移動型局所排気装置を用いて換気し、外部に対して負圧に保つこと(換気回数は1 時間当たり4 回以上)。
- (4) 移動型局所排気装置の排気をHEPA フィルターまたはチャコールフィルターにより適切に処理すること。換気は管理区域の設定状況と安全性を考慮し、管理区域解除までの負圧集じん機出口における粉じん濃度、管理区域内部の差圧を連続で監視することにより負圧管理を徹底すること。モニタリングシステムは、計測データを保持でき、モニタにて常時モニタリングできるものとする。また、期間中に換気集じん機の排気口において、ダイオキシン類の測定分析を1 台につき1 回以上行うこと。
- (5) 溶断作業を行っている間、同一管理区域内の労働者にレベル3 の保護具を使用させること。

## 7 保護具の選定

保護具は、管理区域に応じて必要な保護具を選定し、サンプリング、汚染除去作業等においては、ダイオキシン類に関する厚生労働省労働基準局長の通達に適合するプレッシャデマンド形エアラインマスク (JIST8153) 全面形面体、保護衣 (JIS T8116)、保護長靴 (JIS T8117)、及び保護帽、安全帯等を着装の上、作業現場に入ることとする。

保護具・保護衣等を着用する際は、顔面、首筋、手首、足首等が露出しないように注意し、他の作業員が是非を点検すること。また、呼吸保護具、保護衣等は作業中に外さないようにすること。

## 8 事後分析

- (1) 付着物除去に用いる排水処理装置に残留する排水はダイオキシン類濃度の分析を行い、適切な方法で処理・処分を行うこと。
- (2) 排水処理汚泥は、ダイオキシン類及び重金属類「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令」（昭和48年2月17日総理府令第5号）による濃度の分析を行い、密閉容器にて保管し、適切な方法で処理・処分を行うこと。
- (3) 全ての解体撤去作業完了時に周辺環境調査及び土壌調査を行うこと。
- (4) 解体撤去作業完了時の土壌調査の結果、調査用土壌中（敷地外の土壌も含む）のダイオキシン類濃度が250pg-TEQ/gを超えた場合、発注者の指定する箇所の土壌について協議をし、発注者の指示のもとにダイオキシン類濃度の測定を行うこととする。その結果、工事による汚染が認められた場合は、原状回復を行うこと。

## 9 ダイオキシン類ばく露防止対策要綱に係る書類の保管

廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱に係る書類は、写しを発注者に提出するとともに、受注者においては30年間確実に保管すること。

## 第4節 準備工事

準備工事は、概ね次のように行うものとする。なお、本仕様書と同等またはそれ以上の方法及び工法がある場合は、監督員の承諾を得た上で、その採用を妨げない。

### 1 準備工事

#### 1) 事前調査

工事着手にあたり、監督員の立会の上、付着物除去構造物、既存構造物、残置物等の確認を行うものとする。また、埋設の給水配管等埋設物が存在するため、その位置・利用状況等について調査し、その結果を監督員に報告して、汚染物除去工事に支障がある場合は、その確認・措置方法の承諾を受けるものとする。

#### 2) 足場組立

付着物除去、解体撤去作業中における粉じん等の飛散防止のために、必要に応じて建屋周囲に防音パネル、シート養生等を施工すること。なお、人力による外壁の撤去等も考慮し、構造は枠組み足場を基本とする。

#### 3) 更衣室及び現場事務所設置

最大労務人工数を検討し、更衣室、現場事務所の大きさを決定すること。

#### 4) シャワールーム

シャワールームは、必要に応じて作業場付近に設置すること。また、作業所から距離がある場合は数ヶ所に設置し、作業員の負担の軽減を図ること。

#### 5) 廃棄物一時保管場所

付着物除去工事に伴って発生する廃棄物は、ばいじん、燃え殻、その他の廃棄物の種類ごとに分別し、廃棄物一時保管場所において容器、コンテナ等に適切に保管し、飛散及び流出のないようにすること。敷地内及び敷地外周辺地に、監督員の承諾の上、廃材仮置場及び有価物集積所を設けること。敷地外周辺地の用地借用に係る経費は受注者の負担とする。

廃棄物は、廃棄物一時保管場所であることを表示した場所に、ばいじん、燃えがら等の廃棄物の種類及び個体、液体、粉体等の性状ごとに分別し、飛散及び流出しない構造の容器、コンテナ、ピット等に廃棄物の種類等により適正に保管すること。

廃棄物一時保管場所を屋外に設ける場合は、テント等により雨水対策を行うとともに、周囲から雨水が流入しないための措置を講ずること。廃棄物一時保管場所の底面は、水分を含んだ廃棄物から流出した水、汚染された廃棄物に触れた雨水等が地下に浸透しないための措置を講ずること。

#### 6) 作業区域の隔離

内部の管理区域を明確にし、各作業区域を確実に隔離して、それぞれの区域に換気設備を設けること。また、開口部については養生や隙間の目張り等を施し、建屋全体を密閉化し、換気設備を設けて建屋内を常に負圧に保ち、排気ファンの排出側（出口側）にプレフィルター、HEPA フィルターまたはチャコールフィルター等を設置し、適切な処理を行い排気すること。なお、換気回数は1時間当たり4回以上とすること。また、排気は1台につき1日1回、デジタル粉じん計等により、粉じん量の測定を行うこと。

#### 7) 飛散防止対策

- (1) 作業区域内は必要に応じて湿潤化を行うこと。
- (2) 作業管理区域を隔離して開口部には必ず蓋をすること。
- (3) 各作業管理区域別に換気装置を確実に設置すること。また、必要箇所には空気逆流防止装置を設置すること。換気装置の排気を測定すること。
- (4) 作業区域の出入口に、圧縮空気によるエアシャワー等の付着物除去設備を設置すること。
- (5) 解体撤去作業及び付着物除去等によって発生した廃棄物は、密閉容器に密閉し、作業の妨げにならない場所に一時保管すること。

#### 8) 排水流出防止対策

解体撤去作業工事中に発生する洗浄水等の排水の流出を防止すること。

- (1) 解体撤去工事前に行う付着物の湿潤化の水、付着物除去の高圧洗浄水に使用する用水の排水の流出を防止すること。
- (2) 浸透性のおそれのある床は、ビニールシート等で養生し、流出を防止すること。
- (3) 洗浄水等の飛散防止にビニールシート等で養生すること。
- (4) 作業場の床に流出防止の防液堤を設ける。
- (5) 排水の集水を行うための排水溝及び集水ピットを設ける。
- (6) 集水ピットの排水を移送ポンプ設備により貯留設備に移送すること。

#### 9) 排水処理装置

付着物除去工事に使用した排水は、洗浄水として再利用することとし、このための排水処理装置を設置すること。また、最終的に排水処理装置に残る排水及び発生する汚泥は、その汚染状況に応じて適正に処分すること。また、処分方法が適正であることを示す書類（有害物質濃度の測定結果等）を監督員に提出し、監督員の承諾を得た上で処分を行うこと。さらに、排水処理設備の管理に関するモニタリング方法については、事前に監督員へ計画書を提出し、了承を得ること。

## 第5節 付着物除去工事

付着物除去工事は、概ね次のように行うものとする。なお、本仕様書と同等またはそれ以上の方法及び工法がある場合は、監督員の承諾を得た上で、その採用を妨げない。

なお、除去した付着物は、全て受注者の責任により適正に処理・処分すること。

### 1 付着物除去工事

労働安全衛生規則に基づき、解体撤去作業実施前に次の手順で対象物の付着物除去作業を十分に行うこと。

#### 1) 除去作業方法の決定

作業を実施する前に除去作業方法を決定すること。

具体的な付着物除去作業については、次の項目において廃棄物焼却施設解体作業マニュアルに示されている内容により適正に行うこと。

- (1) 液状付着物の吸収材による吸着除去
- (2) 浮遊汚染物の除去
- (3) 高圧洗浄機による付着物除去
- (4) 乾式除去作業
- (5) 内部が汚染されているおそれのあるパイプ等の付着物除去
- (6) 付着物除去が著しく困難な部品等についての作業

#### 2) 除去作業の準備

槽、ピット等の内部における点検、作業を行う場合は事前に内部の酸素濃度等の測定を行い、作業は複数の人員で行うこと。

##### (1) 排水設備の準備

解体撤去作業により生じた排水は貯留し、処理設備で処理をする場合は凝集沈殿ろ過・活性炭吸着法等で処理すること。

処理水が基準に満たない場合はオゾン紫外線処理または同等以上の方法で処理すること。

なお、解体撤去対象施設の排水処理設備は流用できない。

##### (2) 保護具の準備

湿潤化した付着物によるダイオキシン類ばく露防止のために、労基署の指導に応じた（レベル1～4）保護具を適正に使用すること。

### 2 付着物除去作業の実施

付着物除去作業を行うに当たっては、次の項目において解体工事マニュアルに示される方法により適正に行うこと。

- (1) 付着物除去作業を行う箇所の隔離
- (2) 高濃度の場合の遠隔操作による作業
- (3) 煙道等狭隘な場所の適切な措置
- (4) 水管等のパイプ部分の清缶剤の使用
- (5) ポンプ、ブロワ等の機械油の回収
- (6) 袋詰め等の作業による用具の使用



### 3 付着物除去結果の確認

除染後は、単位作業場所ごとに、除染が適切に行われたことを確認し、統括安全衛生責任者等の確認を受けること。

## 第6節 解体撤去工事

### 1 一般概要

- (1) 解体撤去工事は、付着物除去工事終了後、除去結果の確認をもって安全が確認できた後に着手すること。
- (2) 解体撤去物の処分にあたっては、関係法令等を遵守し、適正に処理処分を行うこと。
- (3) 施設から発生する廃棄物は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づき、分別を行い再資源化に努めること。
- (4) 耐火材、鉄片、コンクリートガラ等については、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、労働安全衛生法等の関係法令を遵守し、その汚染状況に応じて適正に処分すること。また、処分方法が適正であることを示す書類（有害物質濃度の測定結果等）を監督員に提出し、監督員の承諾を得た上で処分を行うこと。なお、分析結果については速やかに監督員に報告書を提出すること。
- (5) 解体撤去方法については次項より示すが、本仕様書の意図を十分に反映し同等以上の方法がある場合は、監督員と協議し承諾を得た上で、その採用を妨げるものではない。

### 2 機械設備解体撤去

#### 1) 焼却炉解体撤去

- (1) 本体の解体に先立って焼却炉内部の耐火物除去作業を行うこと。
- (2) 本体の解体撤去中に粉じんが発生する恐れがあるため、耐火物は斫り残しのないよう十分配慮し作業を行うこと。
- (3) 斫り落とした耐火物は、飛散防止のために密閉容器等で保管すること。
- (4) 本体を圧砕または溶断にて解体し、必要により二次洗浄を行い、重機で搬出すること。

#### 2) ガス冷却設備解体撤去

- (1) 本体の解体に先立ってガス冷却設備の耐火物除去作業を行うこと。
- (2) 本体の解体撤去中に粉じんが発生する恐れがあるため、耐火物は斫り残しのないよう十分配慮し作業を行うこと。
- (3) 斫り落とした耐火物は、飛散防止のために密閉容器等で保管すること。
- (4) 本体を圧砕または溶断にて解体し、必要により二次洗浄を行い、重機で搬出すること。

#### 3) その他の機器

- (1) 付属機器を撤去すること。
- (2) 本体を圧砕または溶断にて解体し、必要により二次洗浄を行い、重機で搬出すること。

#### 4) 建屋内機械設備解体撤去の確認

建屋内機械設備の解体撤去後、必要に応じて建屋内の二次洗浄を行い、作業指揮者が必ず除去の確認を行うこと。

### 3 建屋解体撤去

#### 1) 内装解体撤去工事

内装撤去前に蛍光灯の撤去、フロン、廃油等の回収を行い、安全を確認した後、内装解体を開始すること。内外の建具を撤去し、間仕切り壁や天井等の仕上材、床仕上げ材を撤去すること。撤去した内装材は、建設リサイクル法に基づく分別を行うこと。また、吹付材等飛散性アスベスト、スレート板等非飛散性アスベストを含んでいると考えられる箇所については、事前にアスベストの分析を行い、発注者に対して報告を行うこと。なお、アスベストの分析については、クロシドライト、アモサイト、クリソタイル、トレモライト、アクチノライト、アンソフィライトについて行うこと。また、アスベストの残留が確認された場合は発注者と協議の上、関係法令を遵守して適切な処理を行うこと。

#### 2) 鉄骨造部分の解体撤去

解体重機の作業スペースを確保しながら、鉄骨は鉄骨カッターを装備した重機にて解体を行うこと。なお、散水は十分に行うものとし、粉じんの発生を極力抑えるものとする。なお、アスベストの残留が確認された場合は発注者と協議の上、関係法令を遵守して適切な処理を行うこと。

#### 3) 鉄筋コンクリート造部分の解体撤去

鉄筋コンクリートの解体撤去を行うにあたり、解体重機の作業スペースを確保しながら安全が確保できる状態で、基本的に内部から解体し、完了後外壁部分を解体すること。

工事においては、振動、騒音等に十分注意して解体撤去作業を行い、散水は十分に行うものとし、粉じんの発生を極力抑えること。

#### 4) 基礎解体・杭撤去

基礎、杭、ピット等地下部の撤去にあたっては、掘削工事エリア廻りに山留・遮水壁を打設し、掘削範囲の地下水拡散防止を図ること。

また、地上部の撤去完了に伴い仮囲いや防音パネルが撤去された場合は、高さ1.8m程度の防音パネルを再設置すること。

当該掘削範囲からの排水は仮設沈砂池を設けて送水し、池内の上澄水をポンプにて濁水処理設備へ送水、pH・SS 処理を行い、基準を満足する処理水（2週間に1回分析）を下水道放流するものとする。なお下水道放流に際しては、受注者においてメーター設置のうえ下水道料金を支払うこと。

上記の仮設設置の後、基礎解体撤去に先立ち、土間スラブの解体撤去を行うこと。解体重機の作業スペースを確保しながら安全を確保できる状態で掘削を行い、鉄筋コンクリートの解体残しのないように確認を行いながら解体撤去を行うこと。

杭の引抜き跡は大きな沈下の生じない材料にて充填し、地下ピット等掘削箇所には客土の埋め戻しを行い、急激な沈下が生じないよう十分な転圧・締め固めを行うこととするが、杭及びピット等地下躯体のうち、残置することで有効利用（本設利用、仮設利用、地盤の健全性・安定性の維持等）が図れる場合は、その利用方法と有効性についての技術的見解を書面で提出し、発注者及び関係部局と協議を行ったうえで、有効と認められる部分については残置を可とする。

山留等の設置、掘削にあたり、残存する第四・第五工場の稼働に必要な埋設配管、配線等の地下埋設物（添付資料7）に影響を与えないよう十分注意すること。

#### 5) 汚染土壌の運搬・処分等

汚染土壌の搬出・処分等については、第6章土壌汚染対策工事編に則って適正に施工すること。また、必要に応じて処分方法について関係部局と事前に協議すること。

### 4 廃棄物の保管方法及び処理処分方法

#### 1) 廃棄物等の保管方法

解体撤去作業中に発生する廃棄物は、一時保管するための十分なスペースを確保して適正に保管し、他の作業区域から隔離すること。また、処理処分廃棄物と有価物を区分けして保管すること。特に、コンクリートがら等については、発生先を明確にするとともに、「2. 廃棄物等の処理処分方法」に基づき再利用対象と処分対象を適正に分別して保管し管理すること。なお、保管にあたっては、雨水にふれることのないよう管理すること。

#### 2) 廃棄物等の処理処分方法

- (1) 産業廃棄物の処分先を発注者に報告すること。
- (2) 特別管理産業廃棄物は、密閉容器に保管し、関係法令に基づき適切に場外搬出、最終処分を行うこと。
- (3) コンクリートがら等については、ダイオキシン類濃度が250pg-TEQ/g※を上回る場合は、適切に処分すること。

※土壌について調査が必要となる濃度

- (4) その他の廃棄物は、場内に種類別に保管し、関係法令に基づき最終処分を行うこと。  
なお、コンクリートがら等は小割し、ごみや鉄筋等を除去して所定の集積場に保管すること。

#### 3) 排水処理

二次洗浄等に使用した排水は、洗浄水として再利用することとし、このための排水処理装置を設置すること。また、最終的に排水処理装置に残る排水及び発生する汚泥は、その汚染状況に応じて適正に処分すること。また、処分方法が適正であることを示す書類（有害物質濃度の測定結果等）を監督員に提出し、監督員の承諾を得た上で処分を行うこと。

#### 4) 廃棄物の処理処分の管理方法

産業廃棄物として処理・処分する廃棄物は、処理業者の資格、処分の方法、処理量、処分先等を明確にするとともに、マニフェストの写しを保管すること。

#### 5) 建設発生材の処理処分

受注者は、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、「建設副産物適正処理推進要綱（平成14年5月改正 建設事務次官通達）」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」、「建設廃棄物処理指針（建設工事から生ずる廃棄物の適正処理について平成23年3月30 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）別添」等に基づき、発生量抑制、再利用、適正処理に努めること。

- (1) 廃材搬出時及び受入場所等の写真を撮影し、監督員へ提出すること。
- (2) 運搬及び処分は、許可業者による建設系廃棄物マニフェストにより管理すること。なお、処分場は処分容量を確認の上、搬出すること。
- (3) 発生材運搬時の運搬ルートへ粉じん等飛散しないような処置を講じて運搬し、更に受

- 注者の責任において対策をすること。
- (4) プラント機器類については、現場でどこまで解体して搬出するかを調査し、実際に受け入れる中間処理業者のリストを作成し、許可証の写しを添付して監督員に報告すること。
- (5) リサイクル報告の作成
- 受注者は工事着手にあたって、リサイクル計画を取りまとめて監督員に提出すること。なお、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」第18条の内容と適合すること。
- (6) リサイクル状況記録写真
- 受注者は以下により撮影し、リサイクル報告書に含めて監督員に提出すること。
- ① 撮影内容
- 積み込み状況、運搬状況（工事現場出発時）、現場内利用状況、工事間利用状況、受入地の状況、再資源化施設の状況、最終処分場の状況（直接最終処分する場合に限る。）現場内での分別状況、再生資源の状況等を撮影すること。
- ② 撮影方法
- 運搬状況（工事現場出発時）は、積み込み状況、土質、積載物の種類、運搬車両のナンバープレート等をいれて撮影すること。現場内利用や工事間利用状況は、工事箇所が特定できるよう周辺の背景を入れて撮影すること。再資源化施設の状況や最終処分状況（直接最終処分する場合に限る。）は、施設名称看板等を入れて撮影すること。
- (7) マニフェストの提示
- ① マニフェストの提示
- 受注者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」に基づき、産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）を利用し、適正な運搬、処理を行うこと。マニフェストのうち、受注者（排出事業者）が保管するべきものについては、ファイルに整理し、施工中いつでも監督員に提示できるようにすること。
- ② 集計表の提示
- 受注者は、マニフェストの枚数、産業廃棄物の数量、運搬日等を記録した集計表を作成し、監督員に提示すること。
- ③ リサイクル伝票の提示
- 受注者は、建設廃棄物を搬出する場合において、マニフェストを交付する必要のない品目（再生利用認定制度や個別指定制度等を利用して再利用する建設泥土など）については、「リサイクル伝票」（写しで可）を監督員に提示すること。その様式は、受注者が定めるもの、運搬業者が定めるもの、再資源化業者が定めるものなどによる。
- ④ リサイクル証明書の提示
- 受注者は、建設廃棄物をセメント等の建設資材の原料として再利用する場合や、高炉還元等を行う場合は、セメント工場等の建設資材製造施設や製鉄所等が発行したリサイクル証明書（写しで可）を監督員に提示すること。
- (8) 建設廃棄物の取扱い
- 工事により発生した建設廃棄物は、発生量そのものを削減し、現場内での分別、再

利用等により、工事現場外への搬出を極力抑制すること。また、搬出する場合は、再資源化施設に搬出し、資源リサイクルの促進に努める。搬出に先立って、搬出先、再資源化の方法等を提出し、監督員の承諾を受けること。

(9) 発生材の再利用

① 建設発生土の再利用

現場で発生した建設発生土は、埋め戻しに使用すること。

② 鉄骨・鉄くず等については、有価物として処分すること。なお、処分に係る実績について発注者に報告を行うこと。

## 5 その他

### 1) 排出ガス対策型建設機械の使用

工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号最終改定平成9年10月3日建設省経機発第126号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械、または、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」あるいはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用すること。

ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。現場代理人は施工現場において排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械の写真撮影を行い、監督員に提出すること。

- (1) ディーゼルハンマ、エアハンマ、ドロップハンマ、バイブハンマ、油圧ハンマ、その他これらに類する杭打機
- (2) びょう打機
- (3) ドリフタ、レッグドリル、ストーパ、ジャックハンマ、ハンドハンマ、ビックハンマ、ブレーカ、発動発電機、その他これらに類する削岩機械
- (4) 空気圧縮機
- (5) コンクリートプラント及びアスファルトプラント
- (6) アースオーガ、オールケーシング掘削機、アースドリル、リバーサーキュレーションドリル、その他これらに類するせん孔機械
- (7) ブルドーザ、バックホウ、トラクタショベル、その他これらに類する掘削機械
- (8) ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ、振動コンパクタ、ダンパ、その他これらに類する締固め機械
- (9) コンクリートポンプ車、コンクリートポンプ、コンクリートプレーサ、その他これらに類するコンクリート機械
- (10) 油圧ジャッキ、カッタ、クローラクレーン、その他これらに類するコンクリート構造物とりこわし機
- (11) 電気グラインダ、サンダ、エアグラインダ、その他これらに類するコンクリートはつり機
- (12) クローラクレーン、トラッククレーン、ホイールクレーン、その他これらに類する荷役機械

(13) アスファルトフィニッシャ、コンクリートカッタ、その他これらに類する舗装用機械

## 2) 低騒音型及び低振動型建設機械の使用

工事の作業において以下に示す建設機械を使用する際は、排ガス規制対応型建設機械を使用するとともに、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（平成9年建設省告示第1536号）」に基づき、指定された低騒音型及び低振動型建設機械を使用すること。ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。

- (1) ディーゼルハンマ、エアハンマ、ドロップハンマ、バイブハンマ、油圧ハンマ、その他これらに類する杭打機
- (2) びょう打機
- (3) ドリフタ、レグドリル、ストーパ、ジャックハンマ、ハンドハンマ、ビックハンマ、ブレーカ、発動発電機、その他これらに類する削岩機械
- (4) 空気圧縮機
- (5) コンクリートプラント及びアスファルトプラント
- (6) アースオーガ、オールケーシング掘削機、アースドリル、リバースサーキュレーションドリル、その他これらに類するせん孔機械
- (7) ブルドーザ、バックホウ、トラクタショベル、その他これらに類する掘削機械
- (8) ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ、振動コンパクタ、ダンパ、その他これらに類する締固め機械
- (9) コンクリートポンプ車、コンクリートポンプ、コンクリートプレーサ、その他これらに類するコンクリート機械
- (10) 油圧ジャッキ、カッタ、クローラクレーン、その他これらに類するコンクリート構造物とりこわし機
- (11) 電気グラインダ、サンダ、エアグラインダ、その他これらに類するコンクリートはつり機
- (12) クローラクレーン、トラッククレーン、ホイールクレーン、その他これらに類する荷役機械
- (13) アスファルトフィニッシャ、コンクリートカッタ、その他これらに類する舗装用機械

## 第7節 整地工事

### 1 整地工事

#### 1) 計画基本事項

本整地工事は、解体撤去工事終了後、安全が確認された後直ちに実施するものとする。

#### 2) 整地工事内容

本工事の内容は以下に示す工事とする。

##### (1) 埋戻し工事

既存施設の解体撤去や構造物の解体撤去により生じた凹地の埋め戻しを行うこと。

##### (2) 整地工事

ブルドーザ及びモーターグレーダ等により不陸を調整し、転圧機械により締め固めて整地を行うこと。

##### (3) 雨水排水工事

跡地に第六工場を整備するに先立ち、当該工事着工までに必要となる仮設の場内雨水排水等について監督員と協議の上、必要最小限の施工を行うこと。

#### 3) 工事範囲

整地工事は、解体撤去工事範囲とする。

#### 4) 工事仕様

整地工事の仕様は以下のとおりとする。

##### (1) 埋戻し工事

本工事は、現況地盤までの埋め戻しにかかる工事とし、施設内の埋め戻しに関しては、客土により厚200mm程度の埋め戻しを行うこと。（ただし、新工場建設のための掘削部分で、埋め戻さないことで合理性が発揮され、かつ安全面、環境面において支障のないことが明確な場合はこの限りでない。）

埋め戻しは、地盤沈下等の発生を考慮し、締め固めを十分に行うこと。（締め固め度90%を基準とする。）また、詳細については発注者の立会の上決定するものとする。

##### (2) 整地工事

計画地盤高さにあわせて整地工事を行うこと。整地は、ブルドーザにて基本的な地盤の整地を行った後、モーターグレーダにて地表面の勾配調整を行い、タイヤローラ・ロードローラ等を用いて締め固めを十分に行うこと。（締め固め度90%を基準とする）。仕上げ後の地盤高は、周辺の地盤高と同程度にすることを基本とする。詳細については発注者の立会の上決定するものとする。なお、隣接する道路の利用に支障がないよう留意すること。

##### (3) 雨水排水工事

雨水は、敷地内の既設排水系統の仕様・配置状況等を十分に考慮し、自然流下にて放流できるよう計画すること。

また、適所に仮設の沈砂池を設け、濁水の流出が生じないよう配慮すること。



## 第8節 環境保全対策

### 1 汚染物除去作業において講ずべき措置

#### 1) 排気処理

管理区域内のダイオキシン類に汚染された空気及び粉じん等については、チャコールフィルター等により適切な処理を行った上で、排出基準に従い大気中に排出すること。

付着物除去工事の作業を行う場所から出る排気の処理の管理目標は、ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準(平成11年 環境庁告示 第68号)別表に掲げる大気の基準値とする。

また、付着物除去工事の作業を行う場所から出る排気の処理設備は、ばいじん等の除去の性能に支障が生じないように維持管理を行うこと。

#### 2) 汚水処理

付着物除去工事により発生した汚水の処理は、貯留して産業廃棄物としての搬出、排水処理設備による処理後場外への排出またはその両方によること。排水処理設備は、排水処理に支障が生じないように維持管理を行うこと。

ダイオキシン類により汚染された排水は、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則(平成11年 総理府令 第67号)別表第2に定める排水の基準(10pg-TEQ/L)を満たすことが可能な凝集沈殿法等の処理施設で処理した後、外部に排水すること。処理水を公共下水道に放流する場合は、下水道法及び大阪市下水道条例等の関係法令を遵守し、事前に下水道事業者と協議、打合せを行うこと。処理の洗浄水及び凝集沈殿処理を行った凝集汚染物は、特別管理廃棄物として処理すること。

#### 3) 解体廃棄物の処理

汚染物除去されたまたは除去する必要のない解体廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に沿って、一般廃棄物、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物ごとに廃棄物の種類に応じて分別して排出し、処分すること。

分別作業に際してはサンプルのダイオキシン類分析結果等を参考にして、それぞれの汚染状況に応じて関係法令に基づき処理または処分されるまでの間一時保管を行うこと。

また、高濃度汚染物の詰替えを行う場合は作業を行う場所を保護具選定に係る第3管理区域とすること。

#### 4) その他廃棄物の処理

付着物除去作業及び解体作業によって生じた汚染物は、飛散防止措置を講じたうえで密閉容器に密封し、関係法令に基づき処理されるまでの間、作業の妨げとならない場所に隔離・保管すること。

#### 5) 周辺環境等の調査

全ての解体作業及び残留灰を除去する作業終了後、当該施設と施設外の境界部分及び残留灰を除去する作業を完了した箇所において環境調査を行うこと。

本施設の汚染物除去工事に関しては、改正労働安全衛生規則(平成13年4月25日公布)及び「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」(平成13年4月25日基発第401号の2及び平成26年1月10日基発0110第1号)及び廃棄物焼却施設解体作業マニュアル(社団法人日本保安用品協会)の主旨を理解し、十分な対策を講じること。

## 2 事前調査の結果

### 1) ダイオキシシン類

事前に発注者が実施した付着物中のダイオキシシン類濃度を表-7に示す。  
また、作業環境測定の結果を表-8に示す。

表-7 ダイオキシシン類（付着物）調査結果

調査対象設備	調査箇所	調査年月日	ダイオキシシン類 毒性等量 (ng- TEQ/g)
空気予熱器（1号炉）	付着物	令和2年7月27日	2.6
空気予熱器（2号炉）	〃	〃	0.62
空気予熱器（3号炉）	〃	〃	1.7
急冷塔（1号炉）	〃	〃	0.070
急冷塔（2号炉）	〃	〃	0.29
急冷塔（3号炉）	〃	〃	0.31
バグフィルタダスト コンベヤ（1号炉）	〃	〃	2.2
バグフィルタダスト コンベヤ（2号炉）	〃	〃	0.97
バグフィルタダスト コンベヤ（3号炉）	〃	〃	0.94
飛灰貯槽	〃	〃	0.41

付着物10検体の結果は、最小0.07ng-TEQ/g-dry、最大2.6ng-TEQ/g-dryであり、全ての検体でダイオキシシン類対策特別措置法及びダイオキシシン類対策特別措置法施行規則のダイオキシシン類基準値を下回っている。

表-8 ダイオキシシン類（作業環境）調査結果

調査対象設備	調査年月日	管理区分	粉じん量 (mg/ m <sup>3</sup> )
炉室（炉下エリア）	令和2年7月30日	第1	0.022
炉室（炉周リエリア）	〃	第1	0.027
炉室（排ガス処理エリ ア(1,2号炉)）	〃	第1	0.024
炉室（排ガス処理エリ ア(3号炉)）	〃	第1	0.058
誘引送風機室	〃	第1	0.015
灰固形化処理室	〃	第1	0.0056

## 2) アスベスト

アスベスト含有調査の考え方及び調査結果を示す。

### (1) アスベスト含有調査必要建材名称及び分析対象建材の選定

吹付け仕上塗材、岩綿吹付け材については施工数量の多さ及び環境配慮（飛散の恐れ）から定性・定量分析を実施。

吹付け仕上塗材については新築・増築年、多層にわたりアスベスト含有する可能性がある。

岩綿吹付け材については、現状飛散している恐れがあるので、粉じん測定を実施。

他の非飛散性アスベスト含有建材については、製造年と竣工年からアスベスト含有する可能性がある建材で、定性・定量分析をすべきであるが、施工数量が少ないことより、見なしアスベスト含有材とし、定性・定量分析は行わず、アスベスト含有材として廃棄物処理可。

机上調査において判明している見なしアスベスト含有材の位置を表－9に示す。

表－9 見なしアスベスト含有材使用箇所（机上調査結果）

名称	使用箇所	アスベスト含有年
アスファルト防水材	①屋上	～1987 (S62)
石綿版	①1 F 便所(男女)、2 F 便所(男女・プラットホーム)、5 F 便所・湯沸室の天井	製造時期 1931 (S6)～2004 (H16)
フレキシブル板	①機械室A・B、発電機室、誘引送風機室の腰壁	製造時期 1971 (S46)～2004 (H16)
岩綿吸音板	①1～4 F ホール、2 F 中央制御室、5 F クレーン電気室・操作室の天井	製造時期 1961 (S36)～1987 (S62)
石膏ボード	①階段室A/B(最上階のみ)、1・2 F 廊下、1 F 控室・電気室、2 F 予備室・工具室、5 F 通路、R 1 F ホールの天井	製造時期 1970 (S45)～1986 (S61)
ケイ酸カルシウム板	②外壁(東面K通り-8～11間)	製造時期 1960 (S35)～2004 (H16)
ビニール床タイル	①1 F 控室・電気室、2 F プラットホーム管理室・中央制御室、2～4 F/R 1 F ホール、5 F クレーン電気室・操作室・通路・湯沸室の床	製造時期 1952 (S27)～1987 (S62)
長尺ビニールシート	②2 F 休憩室の床	製造時期 1951 (S26)～1990 (H2)
波型スレート	①プロパン庫屋根	製造時期 1961 (S36)～2004 (H16)

備考：①本建屋 1973(S48). 4. 1着工～1974(S49). 12. 31竣工

②排ガス高度処理設備整備工事 1990(H2)着工～1991(H3). 3. 31竣工

### (2) アスベスト含有調査位置の選定

前項より、定性・定量分析試料を採取するアスベスト含有建材は、

① 吹付け仕上塗材

- ・新築（S49年竣工）の外壁吹付け
- ・屋内のベンチュリスクラバ（内壁）の下地調整材
- ・増築（H3年竣工）の外壁（灰固形化設備室・コンベヤ室増築棟他2棟）
- ・本建屋内の倉庫改修室内壁における吹付け仕上材及び下地調整材

② 岩綿吹付け材

- ・新築（S49年竣工）の機械室A・B
- ・発電機室
- ・誘引通風機室

同一製品であれば施工箇所が違っていても同品質との考え方から、アスベスト含有調査位置、試料採取数を決定した。

(3) アスベスト含有量調査

以上に基づく、アスベスト調査内容を表-10に示す。

表-10 アスベスト含有量調査内容

名称	調査位置	調査位置	試料採取箇所数	備考
吹付け仕上塗材	新築(S49年竣工)	外壁(2面)	2	仕上材+下地材 同一採取
	増築(H3年竣工)	サイロ室棟外壁 倉庫内壁	計2 (各1か所)	仕上材+下地材 同一採取
岩綿吹付け材	新築(S49年竣工)	誘引通風機室	1	粉じん測定も 実施

※他のアスベスト含有する可能性がある建材は見なしアスベスト含有建材とし、分析は行わない。

(4) アスベスト調査結果

事前に発注者が実施した付着物中のダイオキシン類濃度を表-11に示す。  
また、作業環境測定の結果を表-12に示す。

表-11 アスベスト（定性・定量分析）調査結果

調査箇所	調査年月日	結果
外壁①	令和2年7月27日	含有なし
外壁②	〃	含有なし
サイロ棟外壁	〃	含有なし
倉庫外壁	〃	含有なし
誘引通風機室（建材中）	〃	含有なし

表－１２ アスベスト（作業環境）調査結果

調査箇所	調査年月日	アスベスト濃度 (本/L)
誘引通風機室（空气中アスベスト）	令和２年７月３１日	0.1

### 3 調査の実施

#### 1) ダイオキシン類調査

事前に発注者が実施した付着物中のダイオキシン類濃度を受注者において再度確認調査を実施すること。

#### 2) 汚染物除去及び解体作業環境調査

汚染物除去作業を行った作業場について、作業環境測定基準（昭和51年労働省告示46号）に準じた方法により、空气中的ダイオキシン類濃度の測定および総粉じんの濃度の測定を単位作業場所ごとに1箇所以上、除染完了時及び解体作業時に実施し、監督員へ報告すること。

#### 3) 集じん排気の測定

除染作業中及び焼却炉設備の解体撤去中において、集じん排気設備の排気口毎に、空气中ダイオキシン類濃度及び粉じん濃度の測定を2回以上実施し、前述する基準値を遵守すること。

粉じんについては、デジタル粉じん計等により毎日、集じん設備出口の総粉じん量を測定し、大気中の推定ダイオキシン類の量を算出、記録して、その結果を監督員へ報告すること。

#### 4) 洗浄処理水調査

汚染物除去工事期間中に発生した汚水を排水処理設備により処理して場外に排出する場合にあつては、解体工事の期間中で、排水処理設備に最も多くの汚水及び除去した汚染物が流入する時期に 2回以上、排水口（排水口が複数箇所ある場合は、それぞれの排水口）の水を採取し、ダイオキシン類については「JIS K0312」、その他の物質については条例で定める分析方法に基づき分析し、その測定結果を監督員へ報告すること。

#### 5) 土壌調査

土壌については、除去工事による周辺環境への影響を確認するために工事着手前及び解体作業終了後に、敷地境界線付近4地点（東西南北）について、土壌のダイオキシン類及び重金属（第二特定有害物質、溶出量 10項目、含有量 9項目）調査を行い、その結果を監督員へ報告すること。分析は、ダイオキシン類については「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル（環境庁水質保全局土壌農薬課）」、その他の物質については「土壌汚染に係る環境基準について（平成3年 環境庁告示第46号）」に定める分析方法に基づき分析すること。

なお、調査方法については、標準砂を設置する方法によること。

#### 6) 周辺大気質調査

工事着手前及び作業終了後に、土壌調査と同じ場所において環境大気ダイオキシン類調査を1日間行い、その結果を監督員へ報告すること。当該大気試料の採取は、粉じん捕集用ろ紙とウレタンフォームが直列に装着できるウレタンホルダーをセットしたハイボリュ

ームサンプラーを用いて24時間吸引すること。

万が一、土壌調査の結果から、解体工事によるばいじん等の飛散の疑いが生じた時は、水銀及びヒ素等について、「有害大気汚染物質測定方法マニュアル(環境庁大気保全局大気規制課)」に定める分析方法に基づき追加分析し、その結果を監督員へ報告すること。

#### 7) 血中濃度調査

ダイオキシン類・アスベスト等汚染の恐れのある場所で除去作業を行う作業員及び汚染物質を取扱う作業員については作業前後に血液中のダイオキシン類濃度測定を行い、結果を監督員へ報告すること。

#### 8) アスベスト調査

解体作業に先立ち、解体対象設備のアスベスト含有調査を実施し、結果を監督員へ報告すること。

調査の結果、アスベスト含有建材が確認された場合、その除去作業に対して労働安全衛生法・石綿障害予防規則等により、必要な調査、測定を実施すること。

#### 9) 廃棄物処理に係る分析

解体工事に伴う廃棄物の処理については、受注者において計画し、種類ごとに分別して搬出先における基準に従って分析を行い、結果を監督員へ報告すること。

#### 10) 騒音・振動測定

汚染物除去作業及び解体作業中の工事中の騒音・振動基準値遵守のため、敷地境界線において作業中常時騒音・振動を測定・記録し、監督員へ報告すること。測定値はリアルタイムで外部に表示し、基準値を超過しそうな場合はパトライト等で警告できるシステムとすること。

#### 11) 工事受注者の責務

受注者は、付着物除去作業時及び解体作業時作業環境等調査を実施した結果、万一、ダイオキシン類等の飛散または流出が確認された場合は、速やかに監督員に連絡するとともに、原因究明のための調査、飛散等の拡大防止のための措置等必要な対策を講ずること。また、解体工事の期間中に、本工事による周辺環境への影響が生ずる恐れがあると認められたときまたは支障が生じたときは、受注者は、速やかに必要な対策を講ずること。

#### 4 調査項目

以上の調査項目をまとめると次のとおりである。調査項目や検体数は、関係機関の指示がある場合は必要に応じて追加実施すること。受注者は、監督員に対し、事前調査書面を交付して事前調査の各段階において調査結果の説明を行い、次工程に進むこと。

表－１３ 環境調査実施項目

調査項目	工事前	工事中	工事後
付着物・堆積物のサンプリング調査 (発注者実施個所)	付着物・堆積物ダイオキシン類調査 ※	－	－
アスベスト調査	アスベスト含有量定性及び定量調査	－	アスベスト含有量定性及び定量調査
アスベスト除去作業中、汚染物除去作業後、解体作業中作業環境調査	－	作業場空気中のアスベスト粉じん濃度の測定 (必要に応じて)	－
	－	作業場空気中のダイオキシン類及び総粉じん濃度の測定 ※	
	－	汚染空気の集じん設備出口アスベスト粉じん濃度の監視 (必要に応じて)	
	－	汚染空気の集じん設備出口ダイオキシン類濃度及び総粉じん量の監視	
周辺環境調査	敷地境界 2 地点の環境大気アスベスト粉じん濃度調査 (必要に応じて)	敷地境界 2 地点の環境大気アスベスト粉じん濃度調査 (必要に応じて)	敷地境界 2 地点の環境大気アスベスト粉じん濃度調査 (必要に応じて)
	敷地内 4 地点の環境大気ダイオキシン類 24 時間連続 1 日間調査	－	敷地内 4 地点の環境大気ダイオキシン類 24 時間連続 1 日間調査
	－	敷地境界線にて騒音・振動常時測定	－
洗浄処理水及び汚泥調査	－	洗浄処理水(排水基準における生活環境項目及び健康項目、ダイオキシン類、重金属類 8 項目)及び汚泥(ダイオキシン類、重金属 8 項目)の濃度	－
除去解体物及び廃棄物調査	－	耐火材、コンクリート、堆積物、付着物等(ダイオキシン類、重金属 8 項目)	
土壌調査	標準砂による敷地境界内 4 地点(平均)の土壌のダイオキシン類及び重金属(第二特定有害物質、溶出量 10 項目、含有量 9 項目)調査	－	標準砂による敷地境界内 4 地点(平均)の土壌のダイオキシン類及び重金属(第二特定有害物質、溶出量 10 項目、含有量 9 項目)調査
血中濃度調査	作業員血液中ダイオキシン類濃度調査	－	作業員血液中ダイオキシン類濃度調査

注) ※印は、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」(基発第 0110 号平成 26 年 1 月 10 日改正)に基づく調査を示す。